産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 17日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 大村市富の原1丁目1557番地1 氏 名 ㈱ニチレイフーズ 長崎工場 工場長 岩田 欣也 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0957-55-8685

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	(株)ニチレイフーズ 長崎工場
事業場の所在地	大村市富の原1丁目1557番地1
事業の種類	冷凍調理食品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2024年4月 ~ 2025年3月 (1年間)

産業廃棄物処理計画における目標値

		項目		目標値		項目	目標値	
	排	出	量	別紙のとおり	t	全処理委託量	別紙のとおり	t
		手生利用。 廃 棄 物		=	t	優良認定処理業者への 処理委託量	=	t
		熱回収を 廃棄物		? 	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	:	t
		 処理により 廃 乗 物		()	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	2 − \$	t
	海洋技	埋立処分 设入処分。 廃 棄 物	を行う	-	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	::	t
*	事務処	型欄						

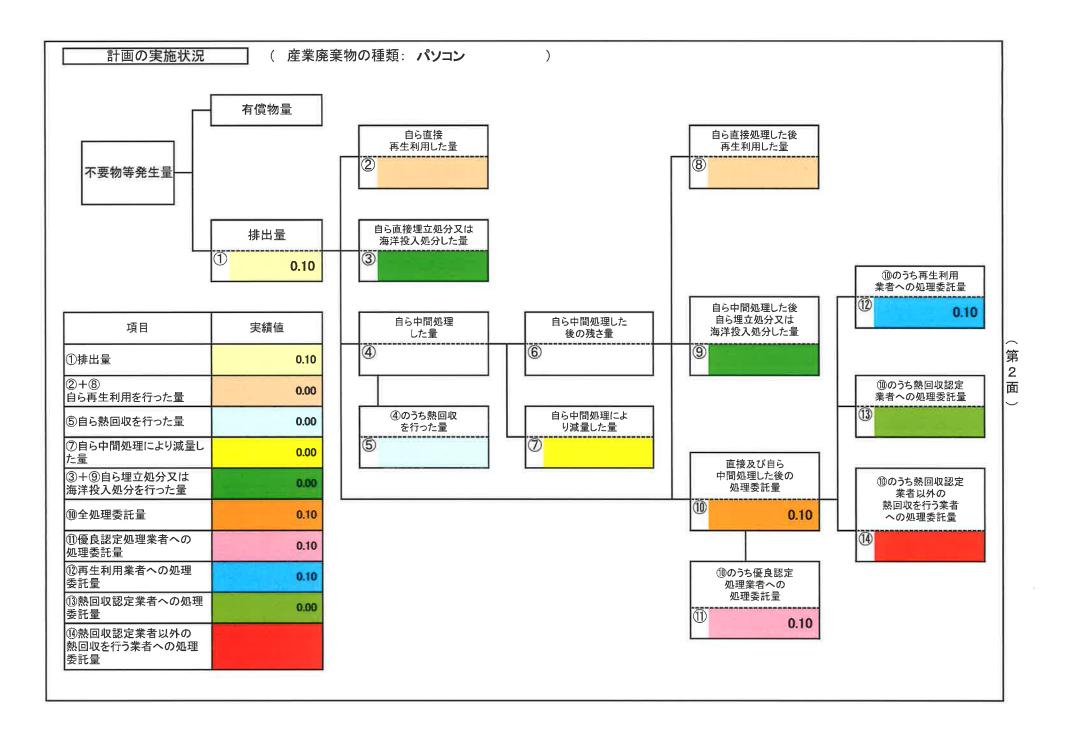
(日本産業規格

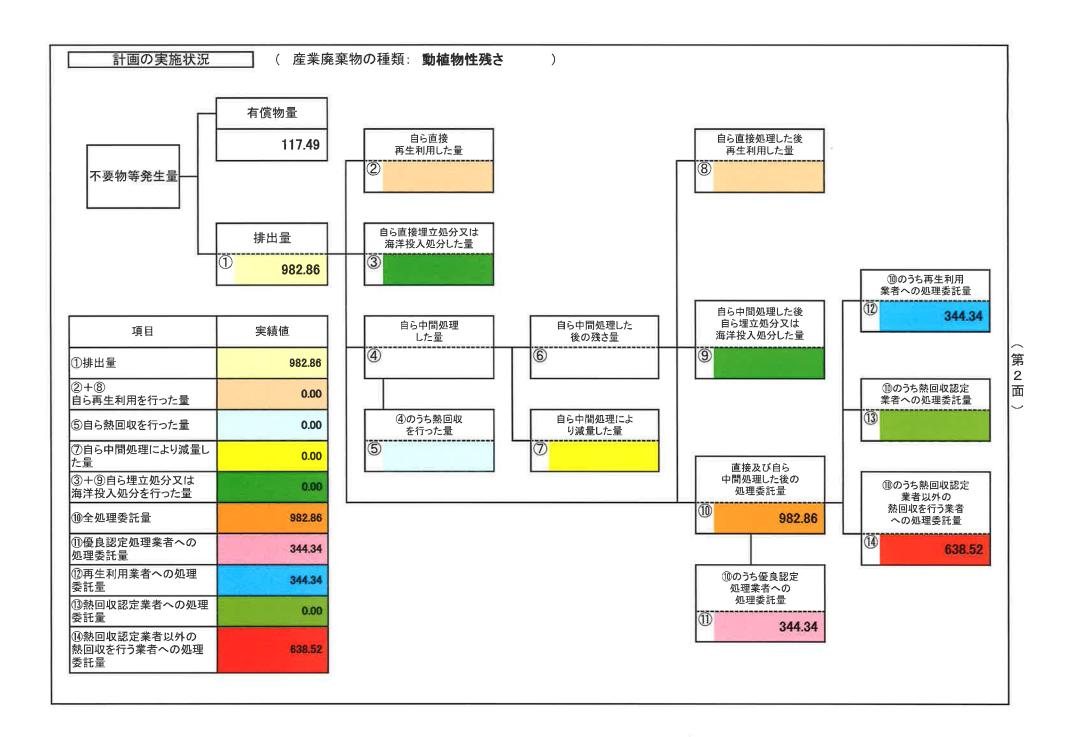
-7.6.19 資源循環 推進課

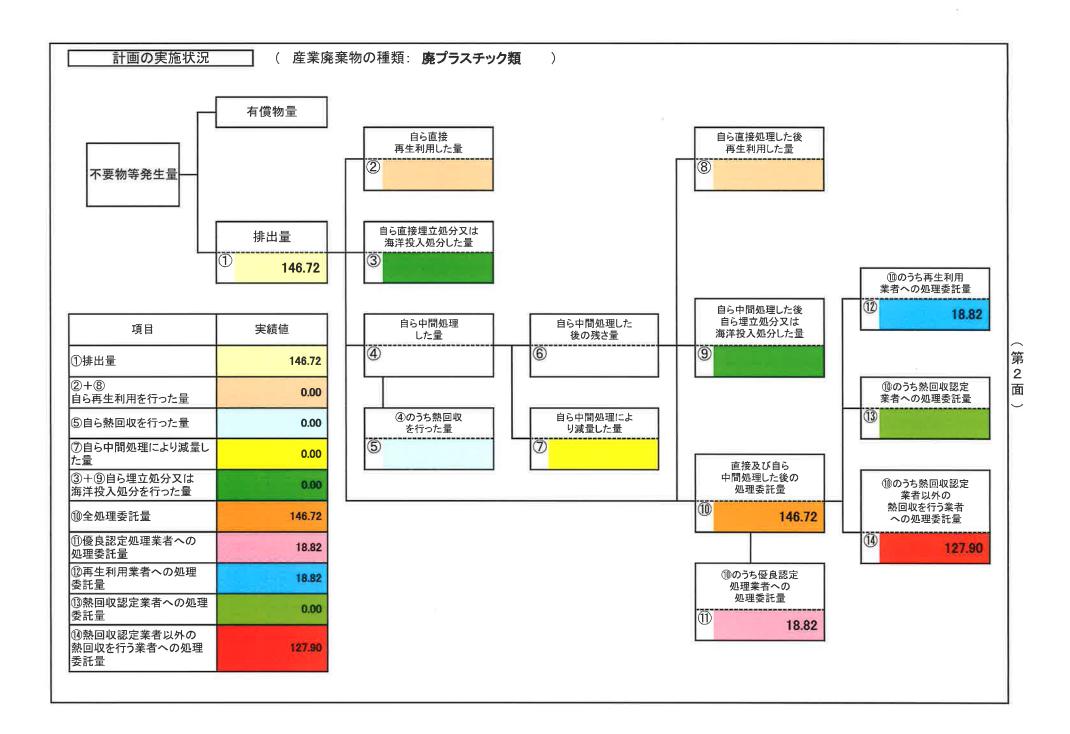
産業廃棄物処理計画実施状況報告書内訳 前年度実績(2024年度)

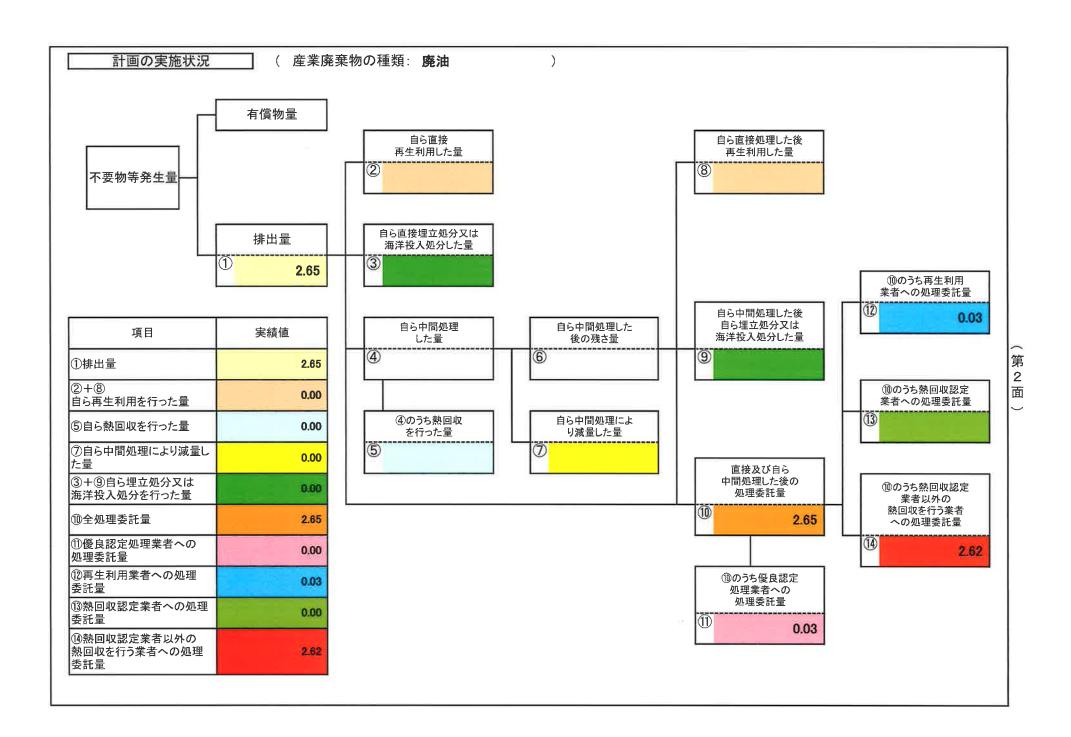
(単位:トン)

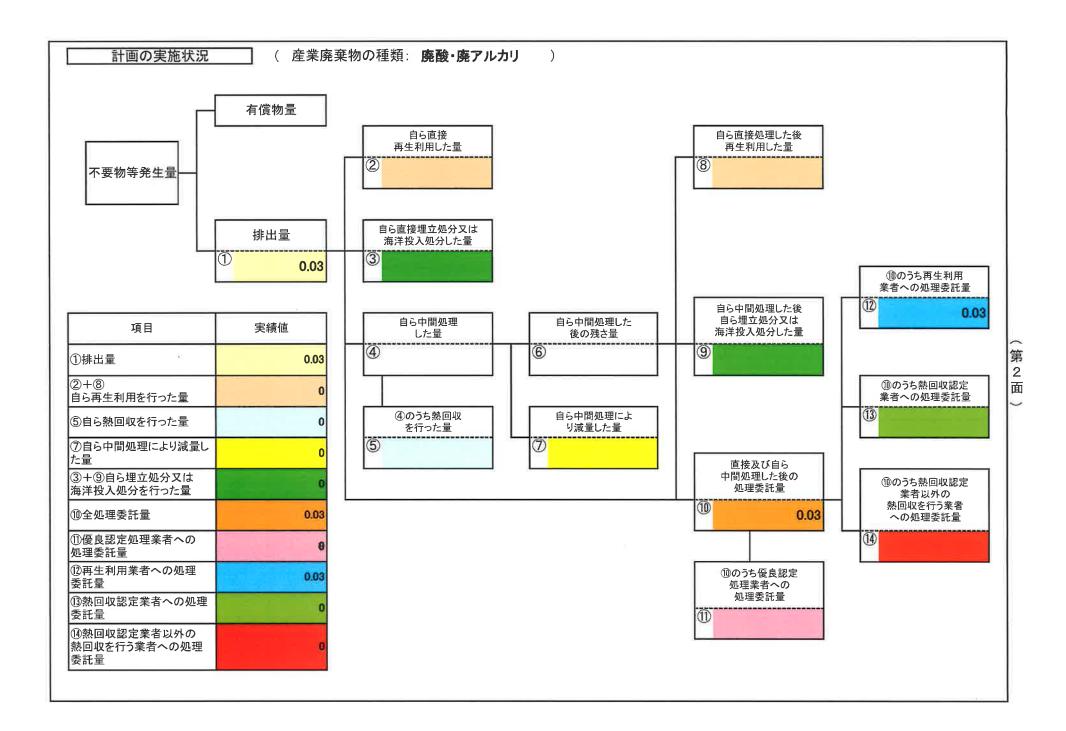
															(単位:トン)
産業廃棄物の種 類	2023年度目標排出量	① 排出量	② 自ら直接再生 利用した量	③ 自ら直接埋立処 分又は海洋投入 処分した量	④ 自ら中間処理 した量	⑤ ④のうち熱回 収を行った量	⑥ 自ら中間処理し た後の残さ量	⑦ 自ら中間処理に より減量した量	⑧ 自ら中間処理し た後再生利用し た量	⑨ 自ら中間処理し た後自ら埋立処 分又は海洋投入 処分した量	① 直接及び自ら中 間処理した後の 処理委託量	① ⑩のうち優良認 定処理業者への 処理委託量	① ⑪のうち再生利 用業者への処理 委託量	認定業者への処	者への処理委託
動植物性残さ	1389.44	982.86	0	0	0	0	0	0	0	0	982.86	344.34	344.34	0	-
	316.37	212.44	0	0	0	0	0	0	0	0	212.44	212,44	212.44	0	0
廃プラスチック類	96.88	146,72	0	0	0	0	0	0	0	0	146.72	18.82	18.82	0	127.90
混合廃棄物	0.13	3.63	0	0	0	0	0	0	0	0	3,63	0	0	0	3.63
廃油	0.10	2.65	0	0	0	0	0	0	0	0	2.65	0.03	0.03	0	2.62
金属くず	o	0.25	0	0	0	0	0	0	0	0	0.25	0,25	0.25	0	0
廃酸・廃アルカリ	0	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0.03	0	0.03	0	0
パソコン	o	0.10	0	0	0	0	0	0	0	0	0.10	0.10	0.10	0	0
蛍光灯	0	0.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0.08	0.08	0.08	0	o
					PAGENY PA										
					MC2000000										
					100										
					A CONTRACTOR										
					T T T T T T T T T T T T T T T T T T T										
					PAGE 1										
合 計	1,802.92	1,348.76	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348.76	576	576.09	0	772.67

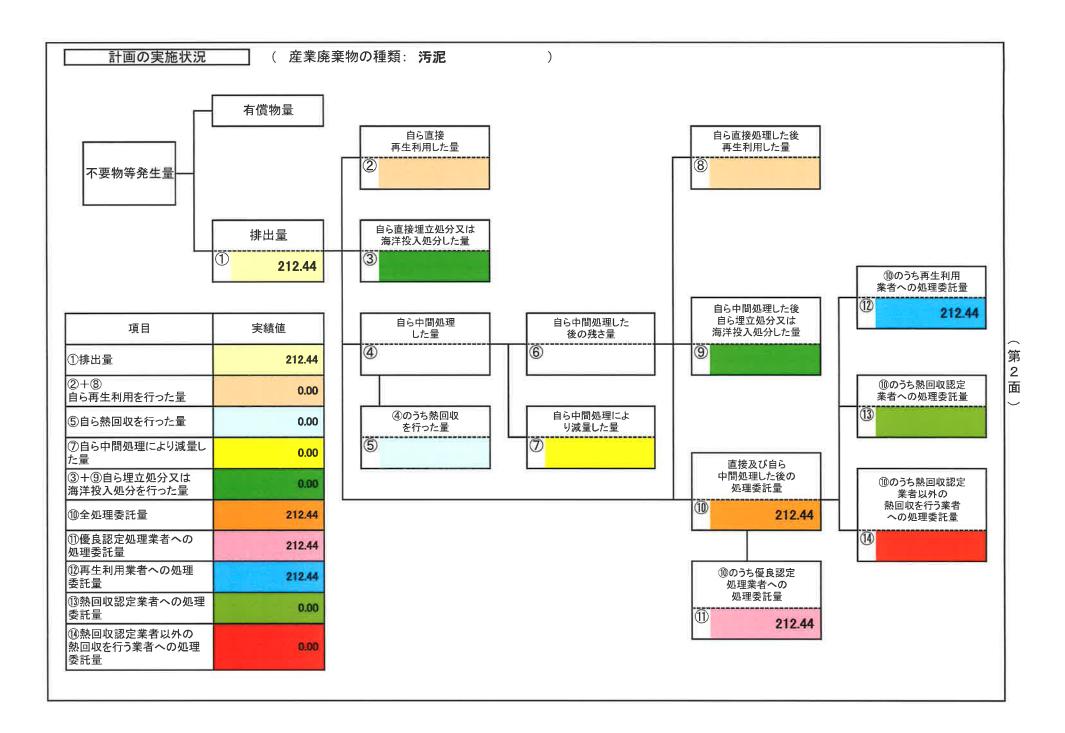


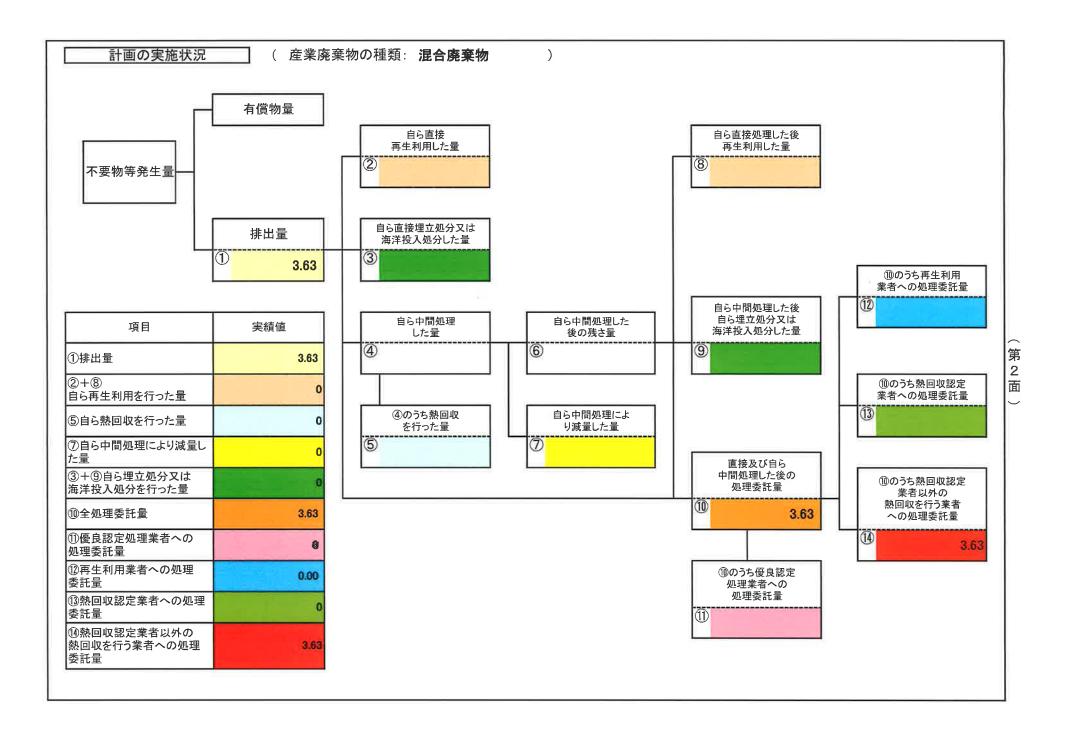


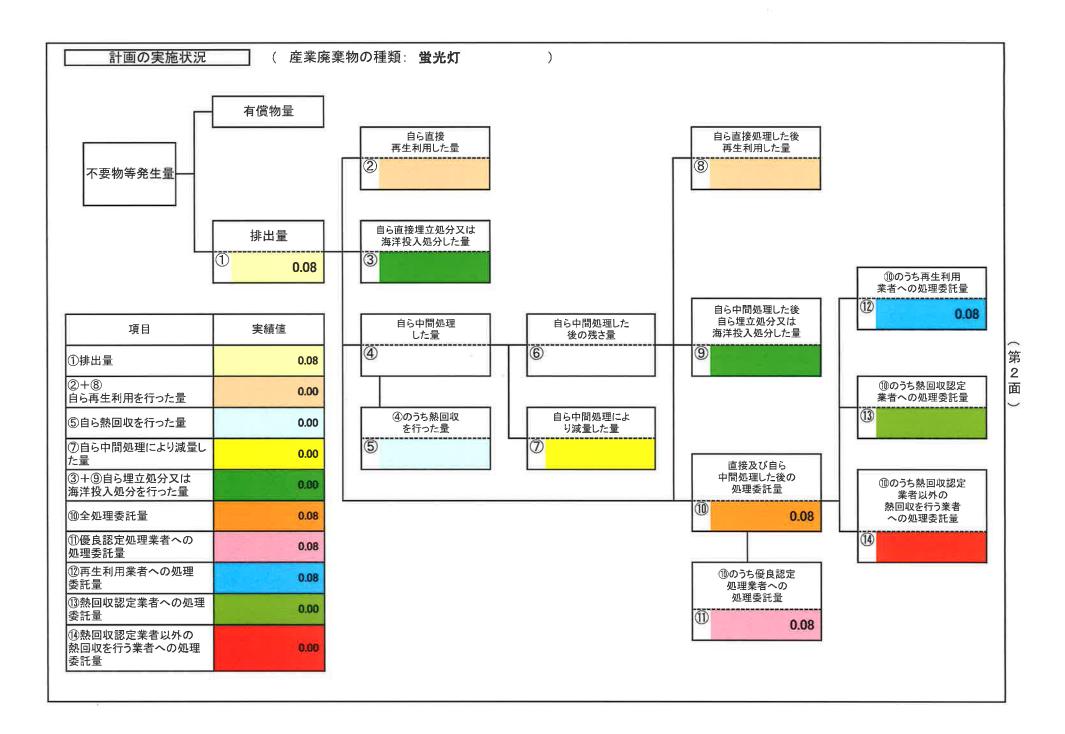


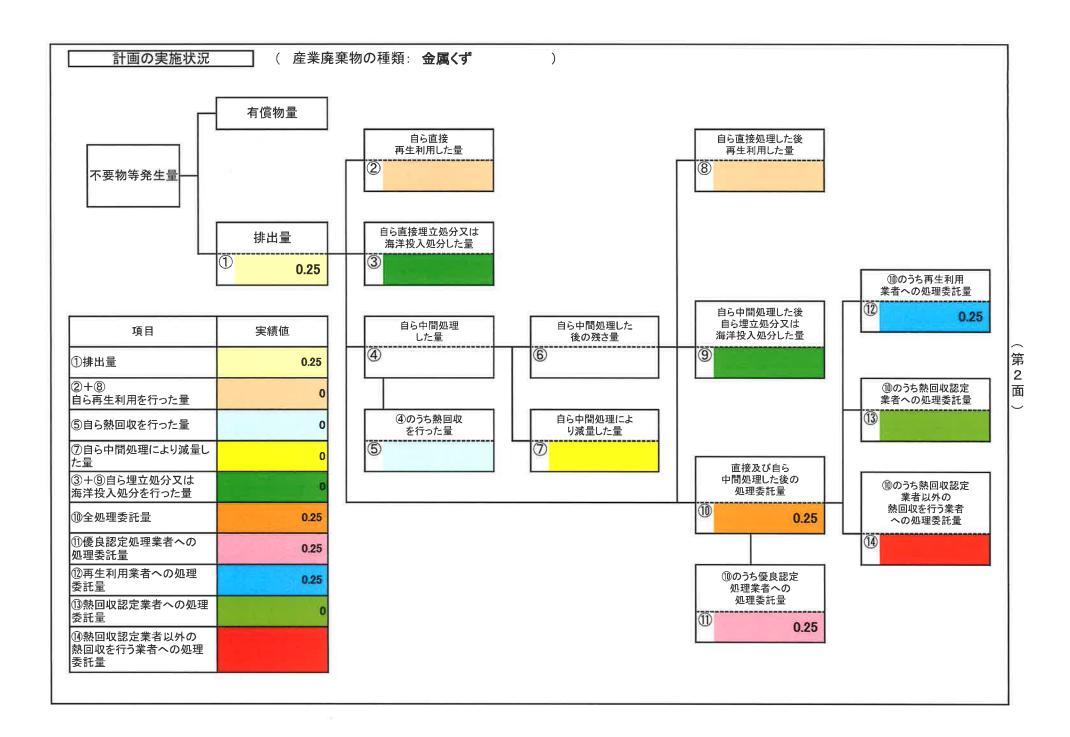


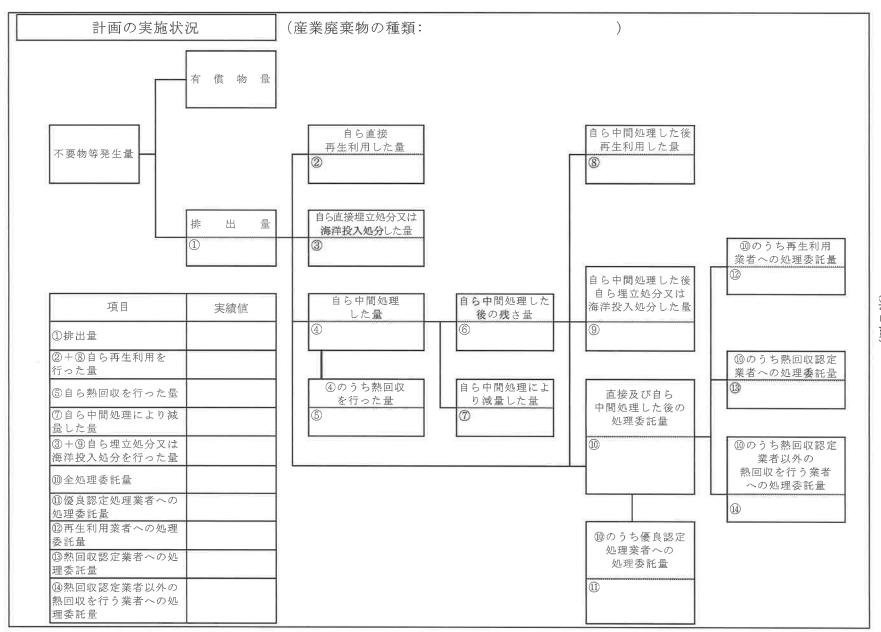












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月23日

長崎県知事 殿

提出者

住所 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 氏名 西松建設株式会社九州支社 執行役員支社長 高橋 一太 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 092-771-4124(担当:浦吉)

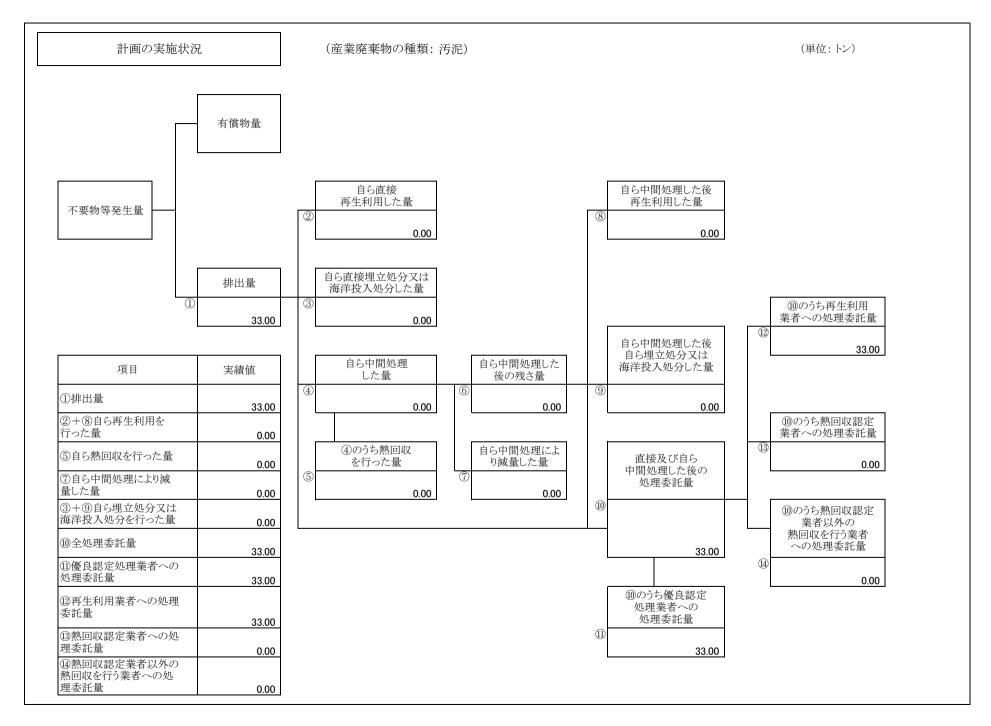
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

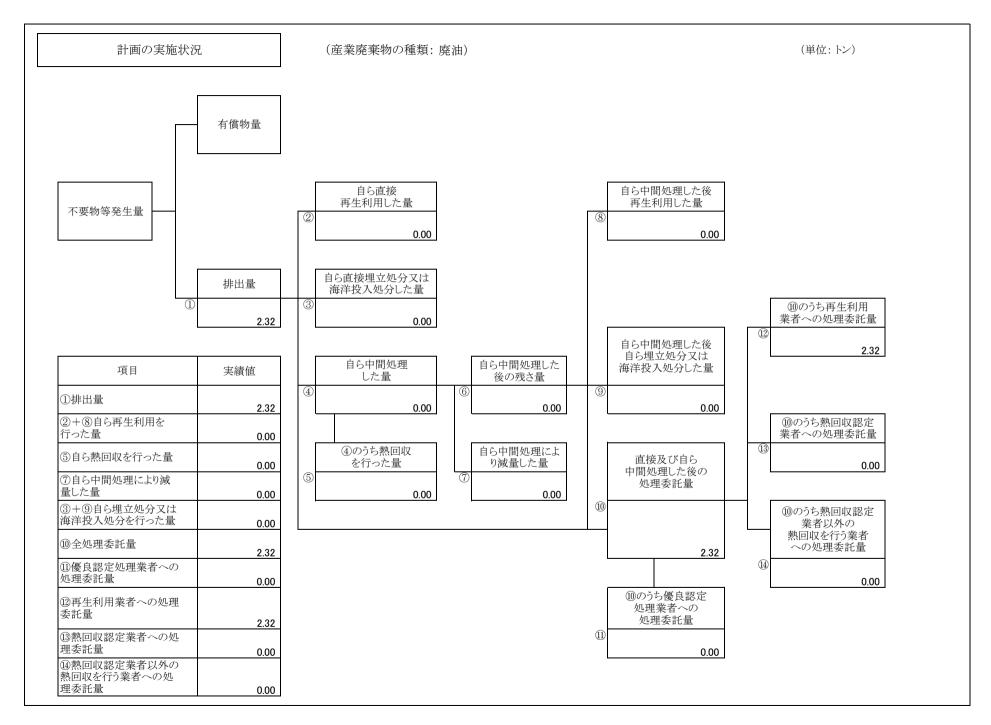
事	業場	易 の	名	称	西松建設株式会社 九州支社
事	業場	Ø)	所 在	地	福岡県福岡市中央区薬院1-14-5
事	業	Ø	種	類	総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間					令和6年4月1日~令和7年3月31日

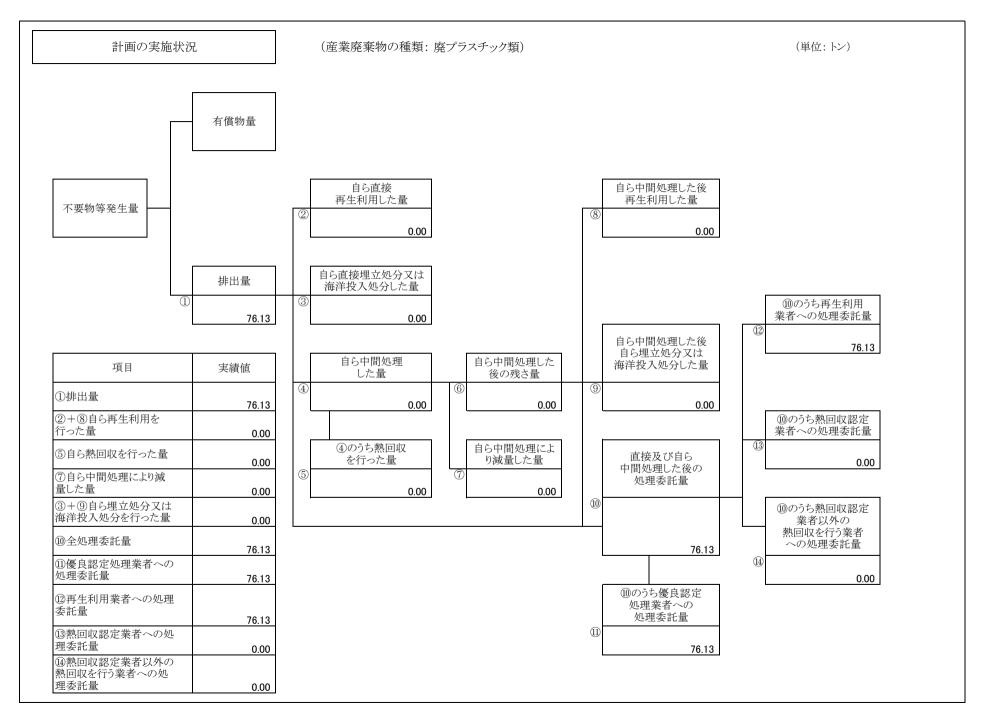
産業廃棄物処理計画における目標値

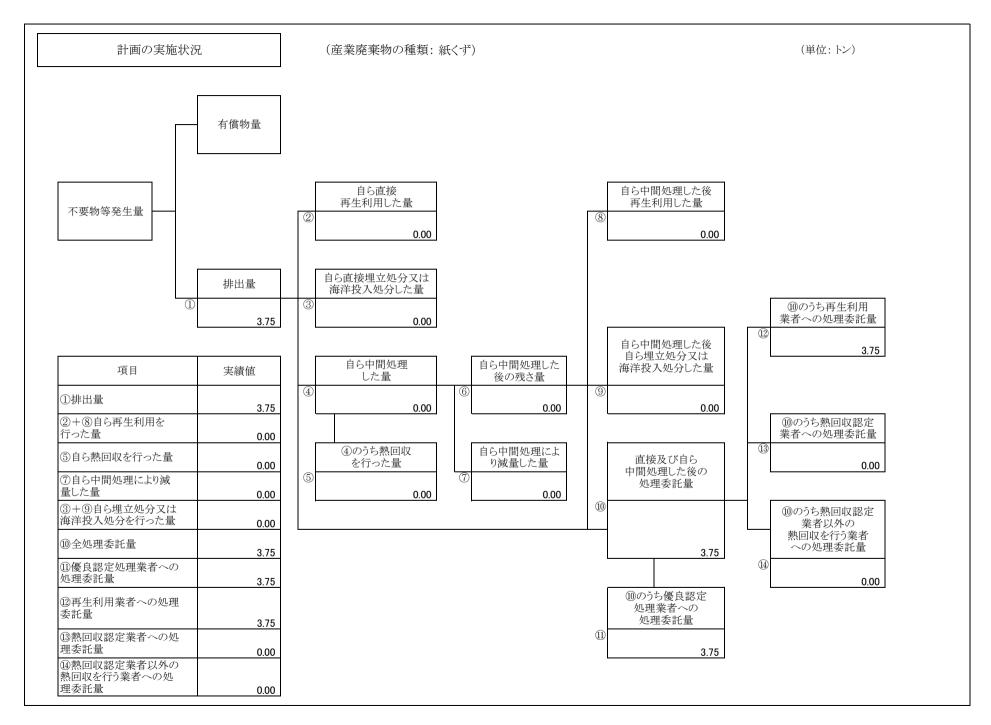
	項目		目標値		項目	目標値
排	出	量	1, 554. 33	t	全処理委託量	1,554.33 t
	再生利用を 養廃乗物	行 う の 量	0.00	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,501.09 t
自ら産業		行 う の 量	0.00	t	再生利用業者への 処理 委託 量	1,410.53 t
	中間処理により 産業廃棄物		0.00	t	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t
	投棄処分を		0.00	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t
※事務タ						

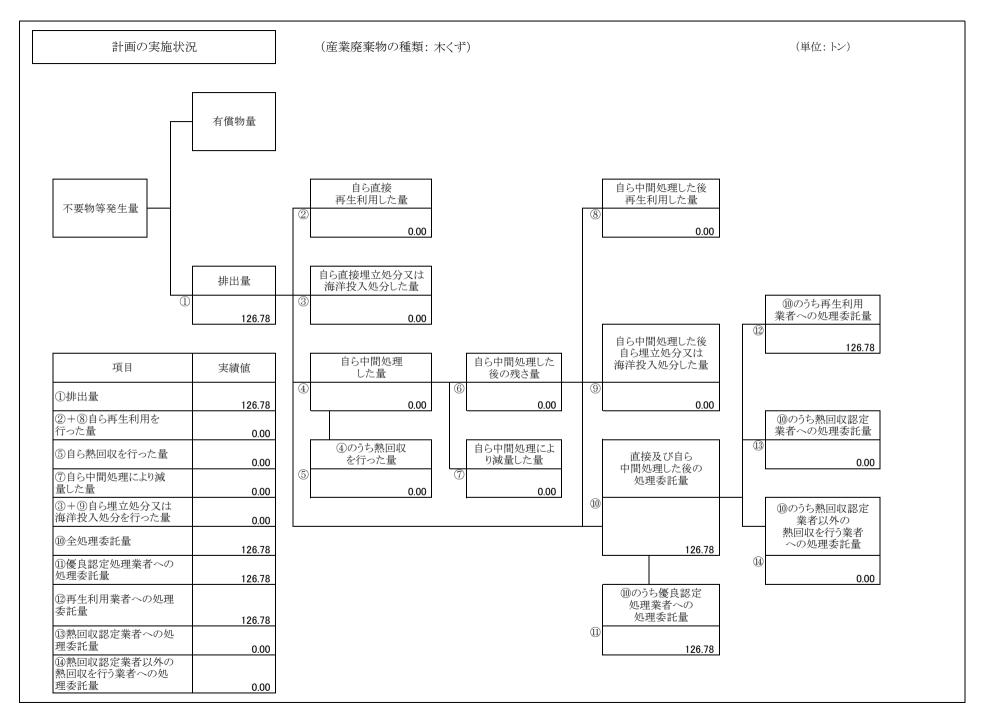
(日本産業規格 A列4番)

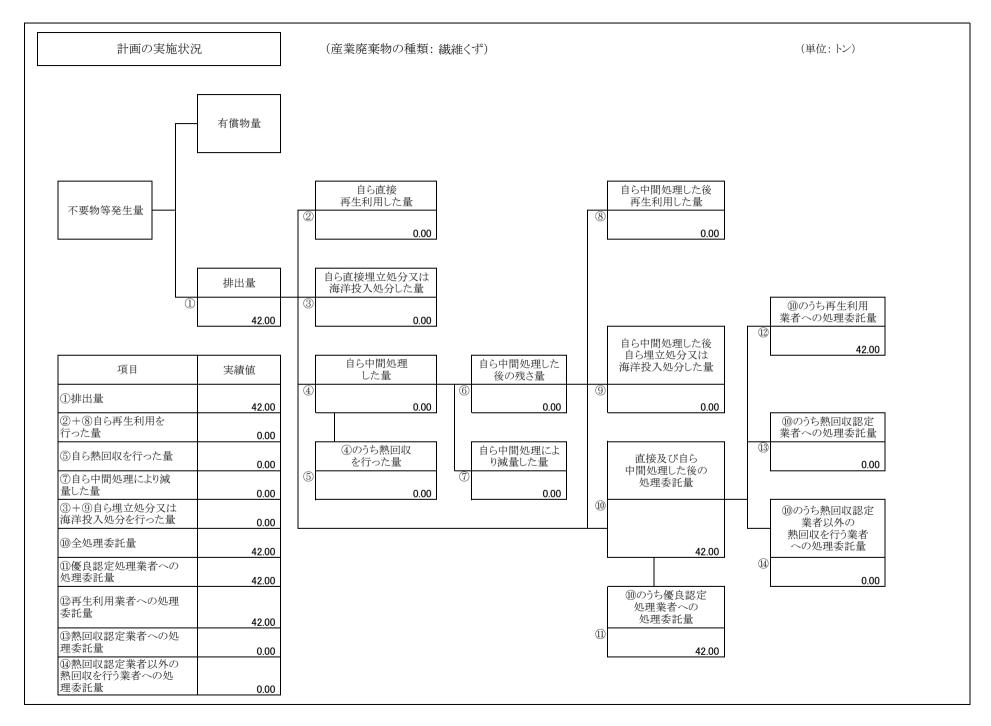


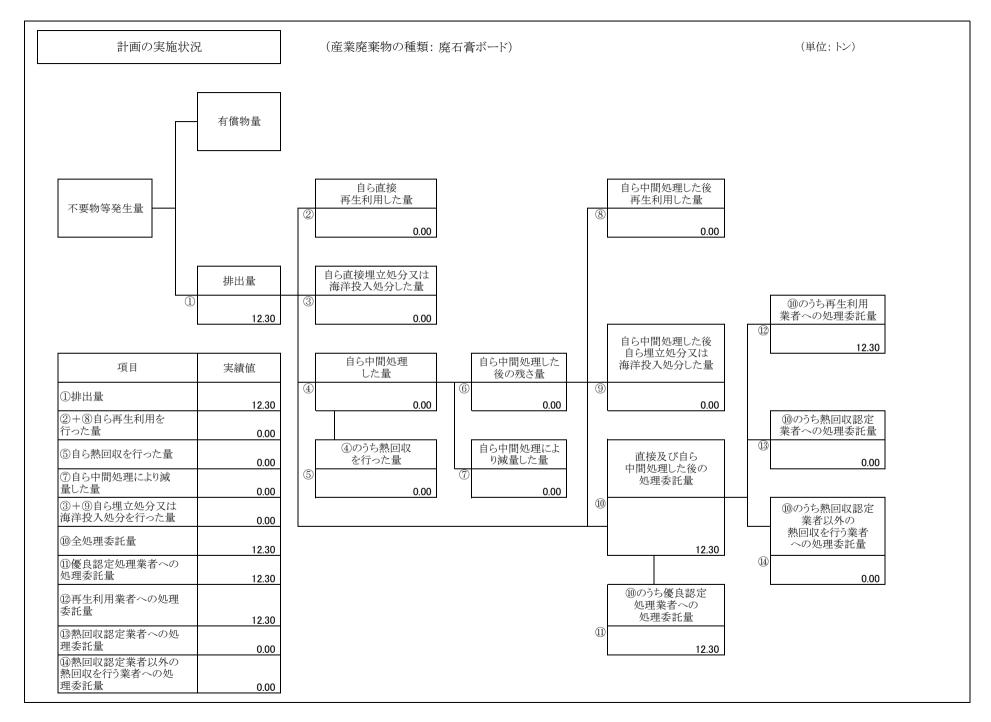


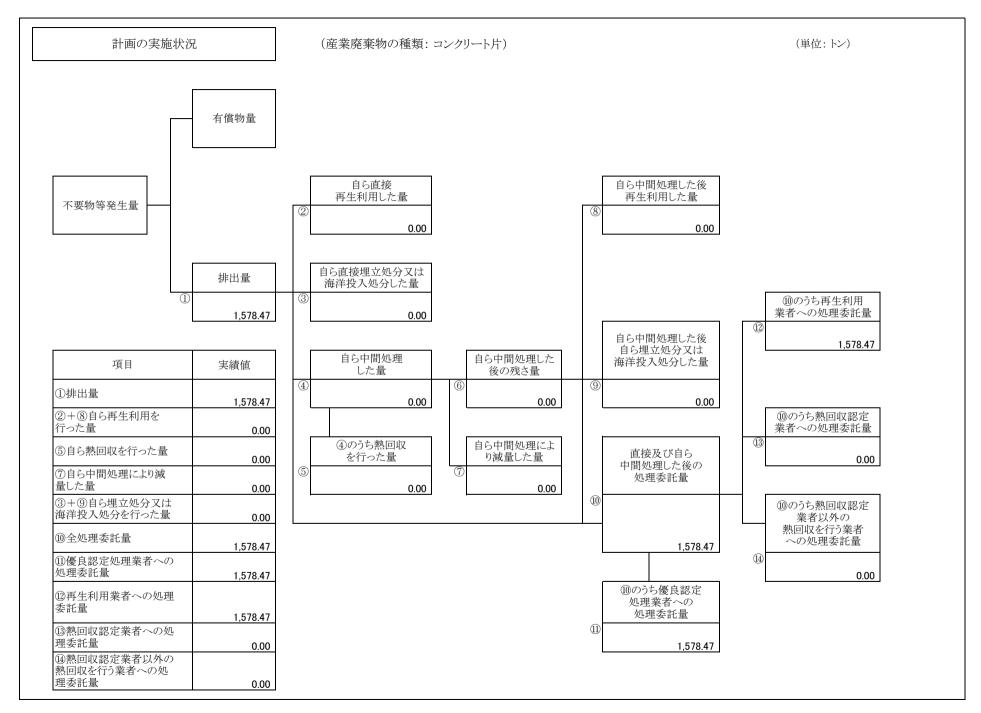


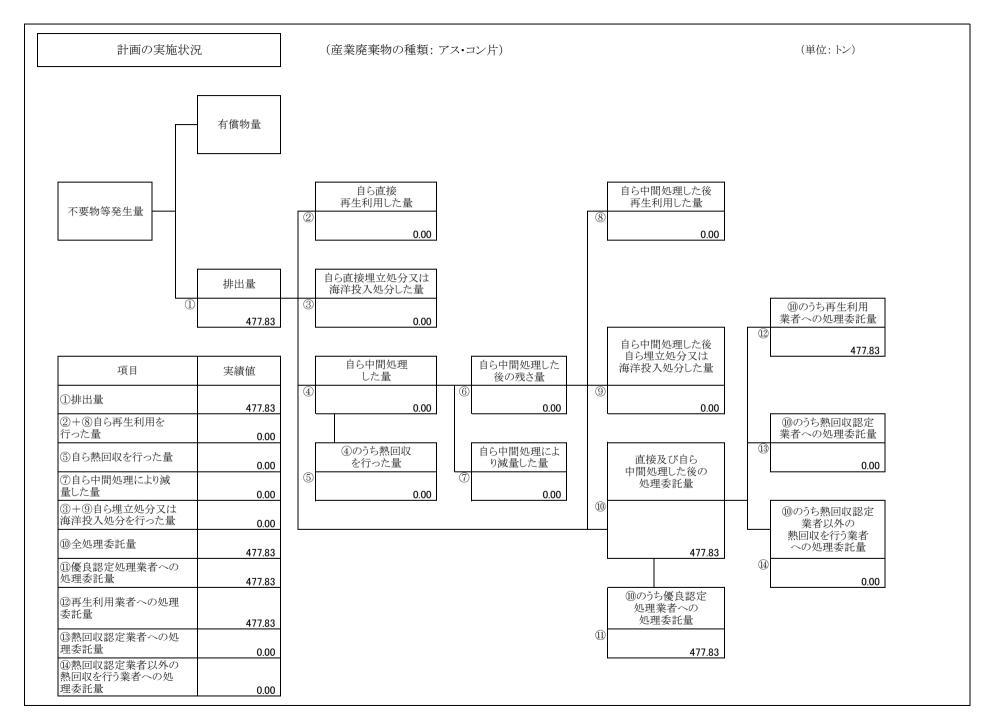


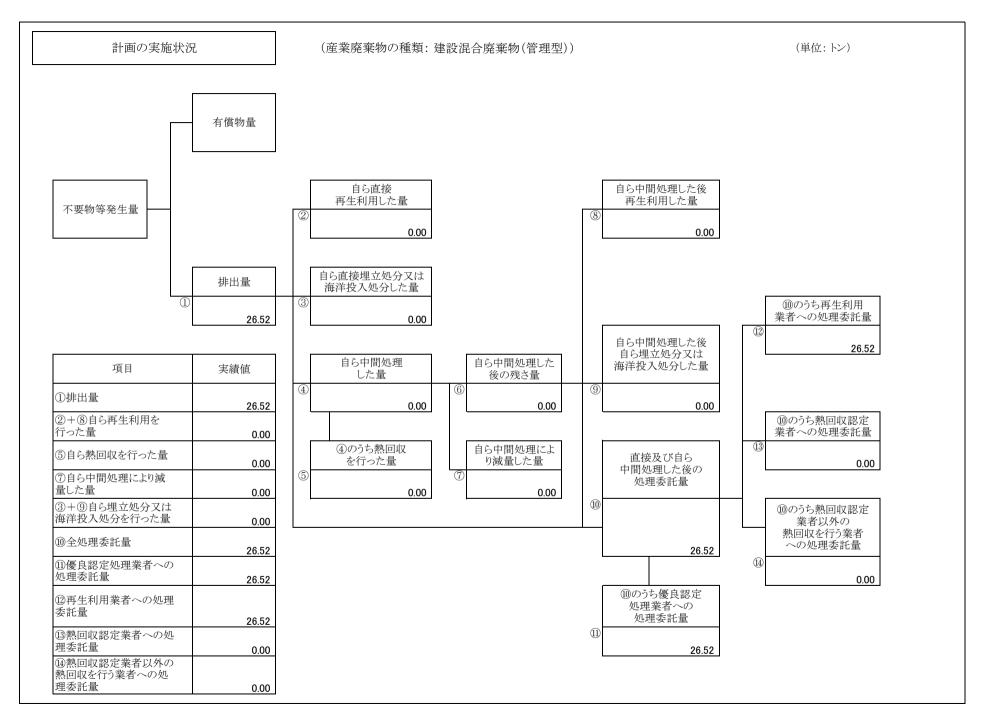












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄(4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄(4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄(6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 30日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市貝津町 1008

氏 名 西日本高速道路メンテナンス九州(株)

長崎保全センター センター長 窪 修

電話番号 0957-25-2153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西日本高速道路メンテナンス九州㈱ 長崎保全センター
事業場の所在地	長崎県 諫早市 貝津町 1008
事業の種類	総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年 4月1日 ~ 令和7年 3月31日

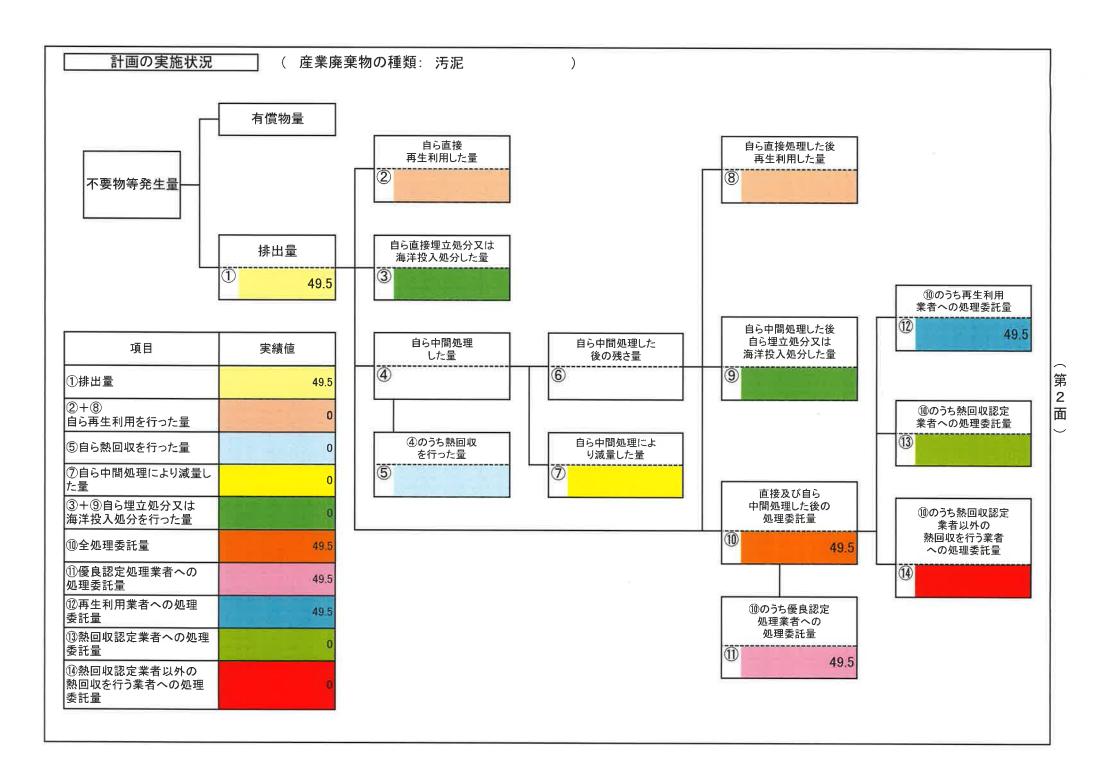
産業廃棄物処理計画における目標値

目標値	項目	目標値
2086.0 t	全処理委託量	2086.0 t
_	優良認定処理業者への 処理 委託 量	
_	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2051.5t
	認定熱回収業者への 処理委託量	-
_	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	2086.0 t	2086.0t 全処理委託量 - 優良認定処理業者への処理委託量 - 再生利用業者への処理委託量 - 認定熱回収業者への処理委託量 - 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への熱回収を行う業者への

※事務処理欄

(日本産業規格





備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 26日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

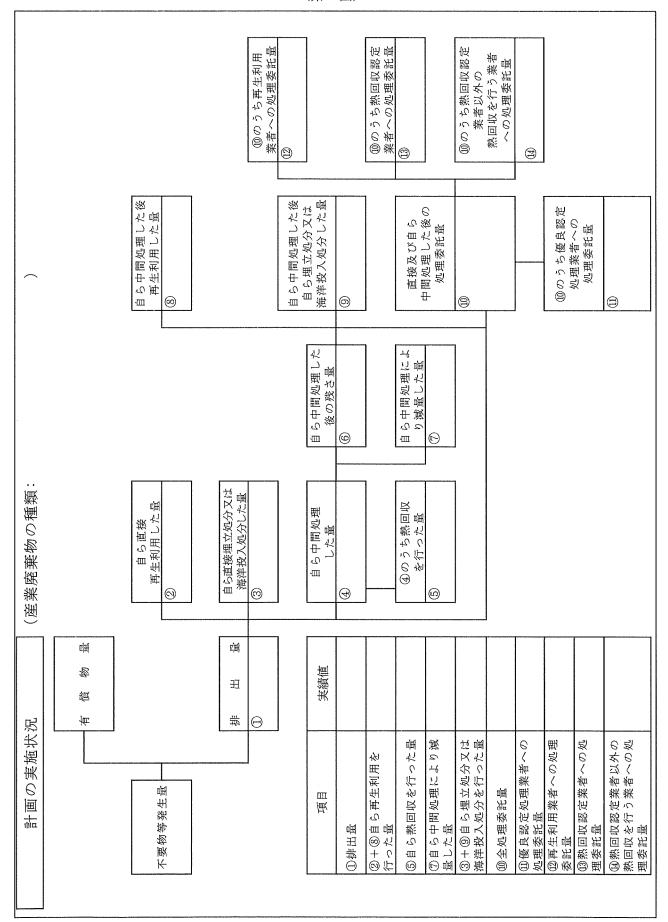
住 所 長崎県諫早市船越町700 氏 名 日本ハム株式会社 諫早プラント 工場長 金山 幸子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0957-22-1346

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 5 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

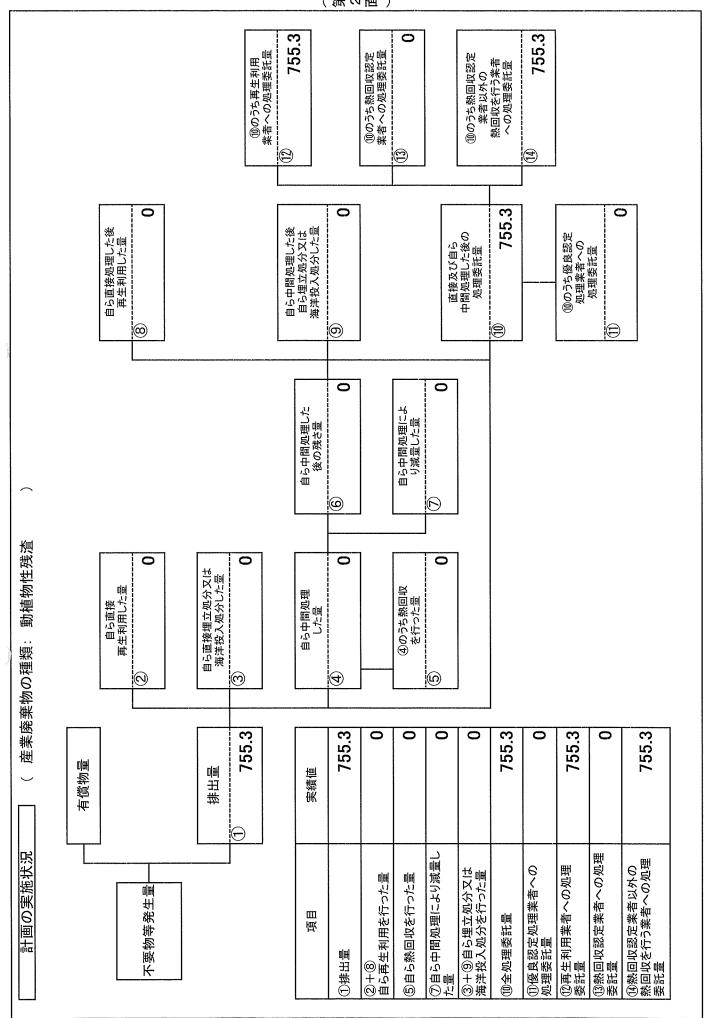
事業場の名称	日本ハム株式会社 諫早プラント
事業場の所在地	長崎県諫早市船越町700
事業の種類	食料品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日

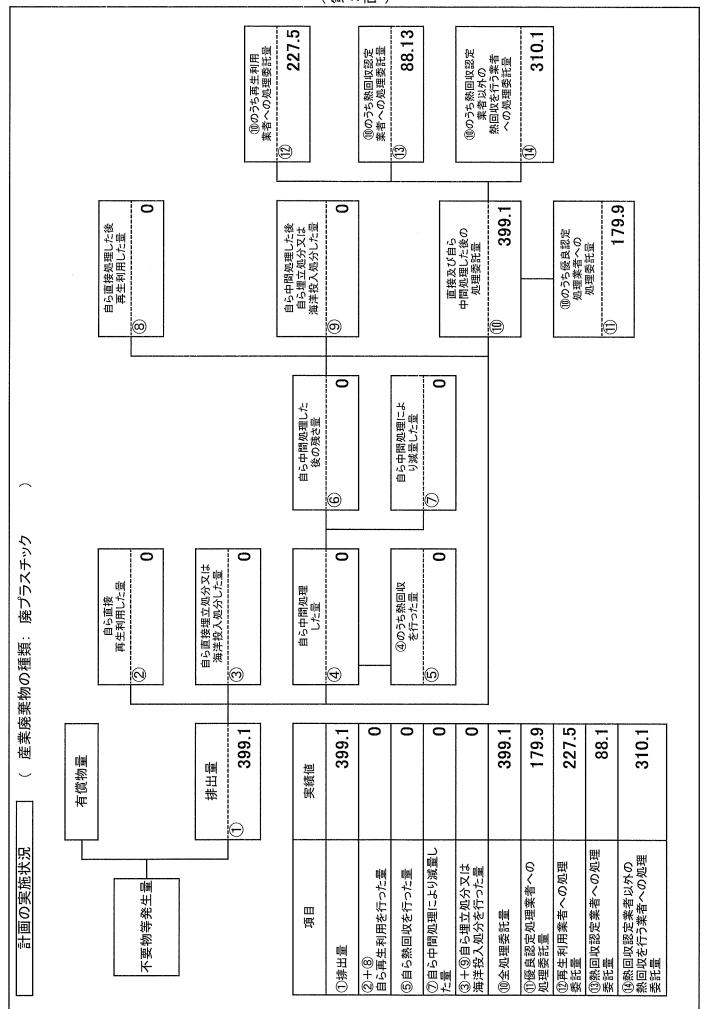
産業廃棄物処理計画における目標値

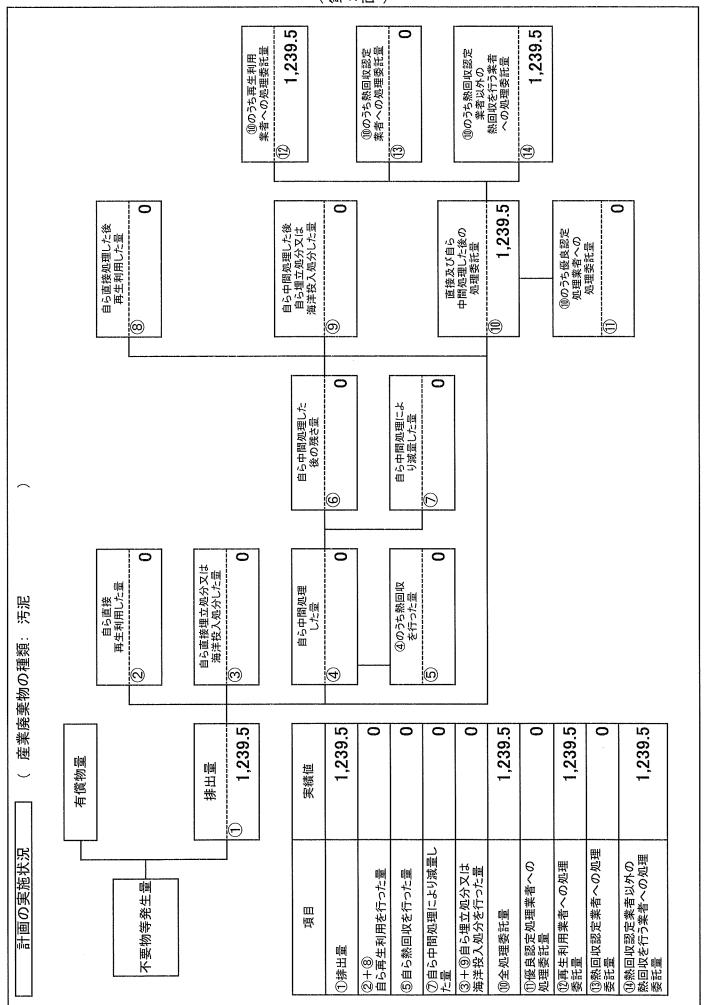
項目		目標値	項目	目標値
排出出	量	2,559 t	全処理委託量	2,599 t
自ら再生利用を 産業廃棄物の	1	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	95. 2 t
自ら熱回収を行 産業廃棄物の	1	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2, 503. 7 t
自ら中間処理により減量 産業廃棄物の	- ' - 1	0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
自ら埋立処分び 海洋投入処分を行 産業廃棄物の	行う	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2, 490. 9 t
《事務処理欄				

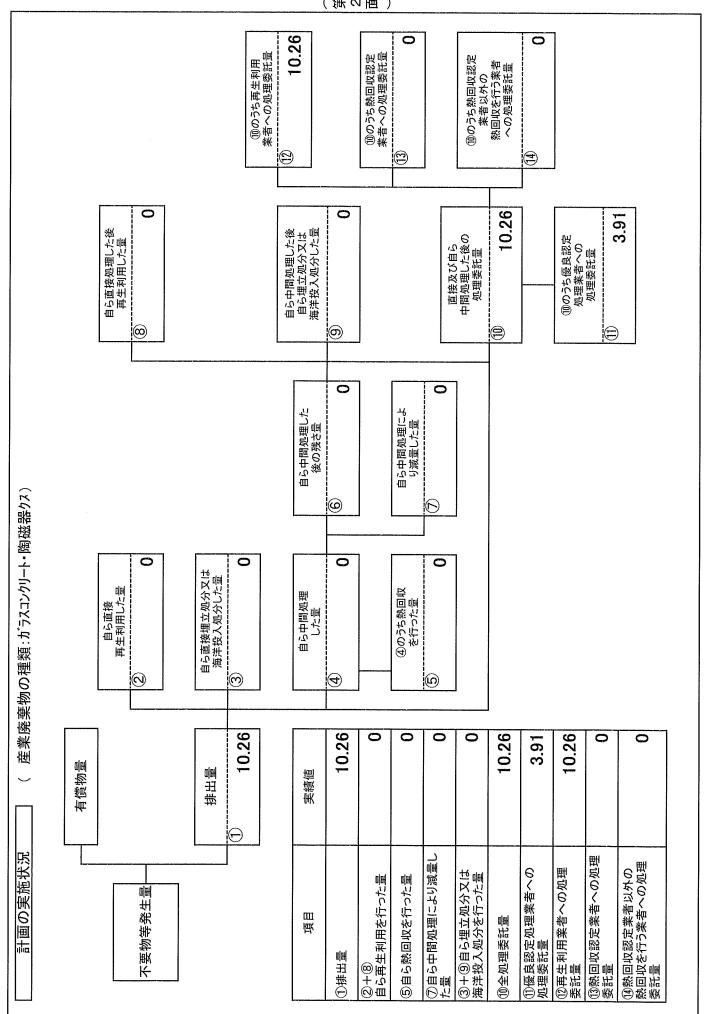


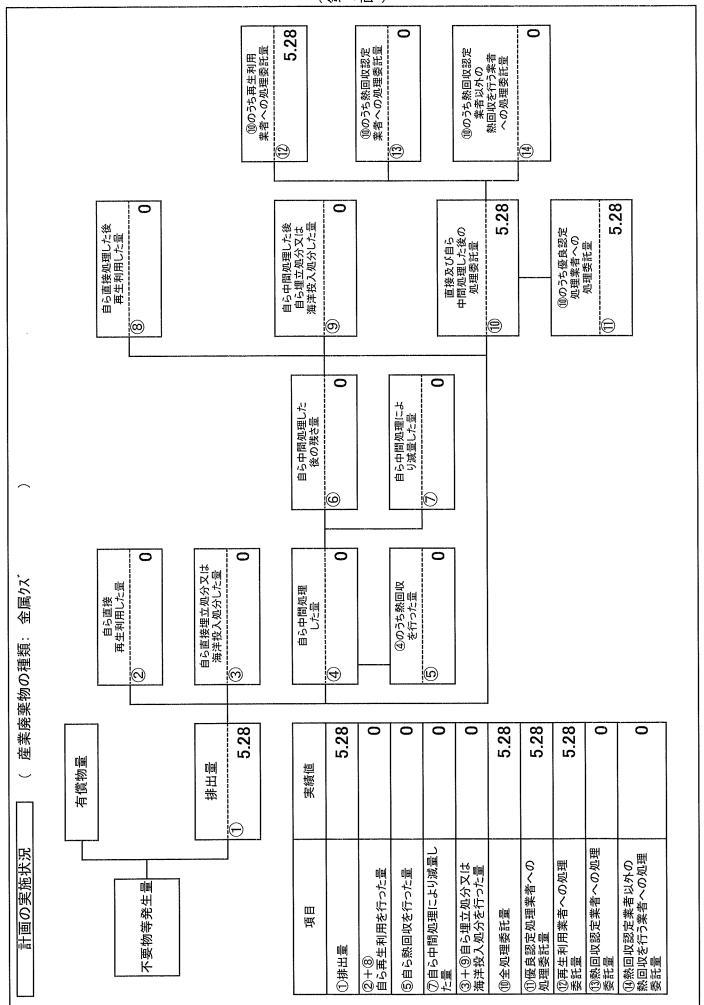
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) Q欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃 棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

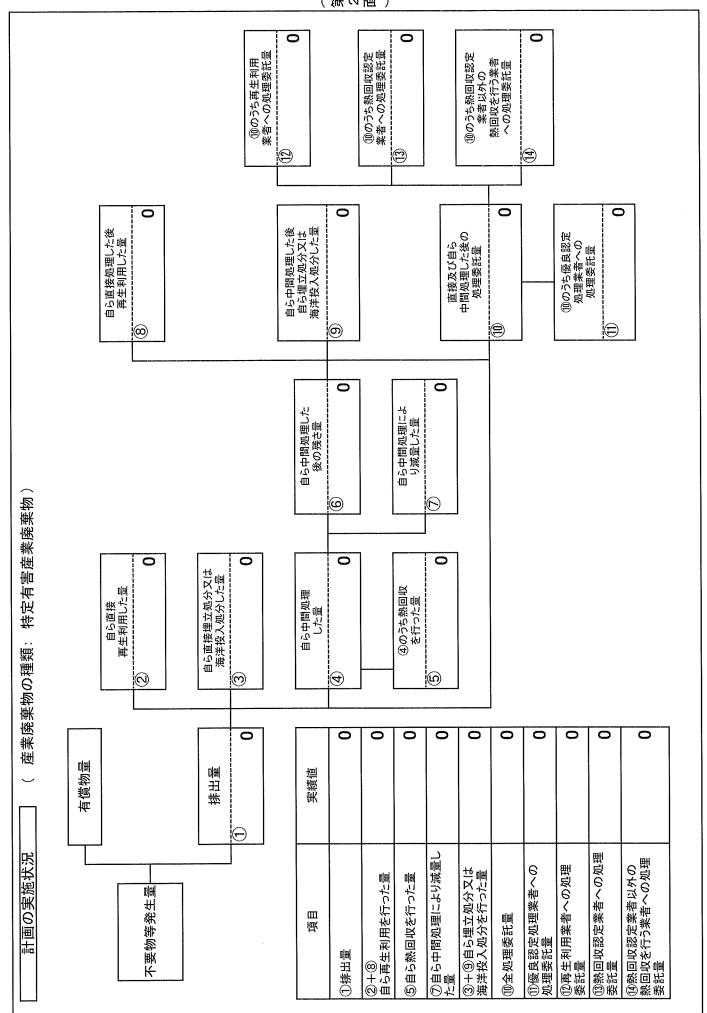


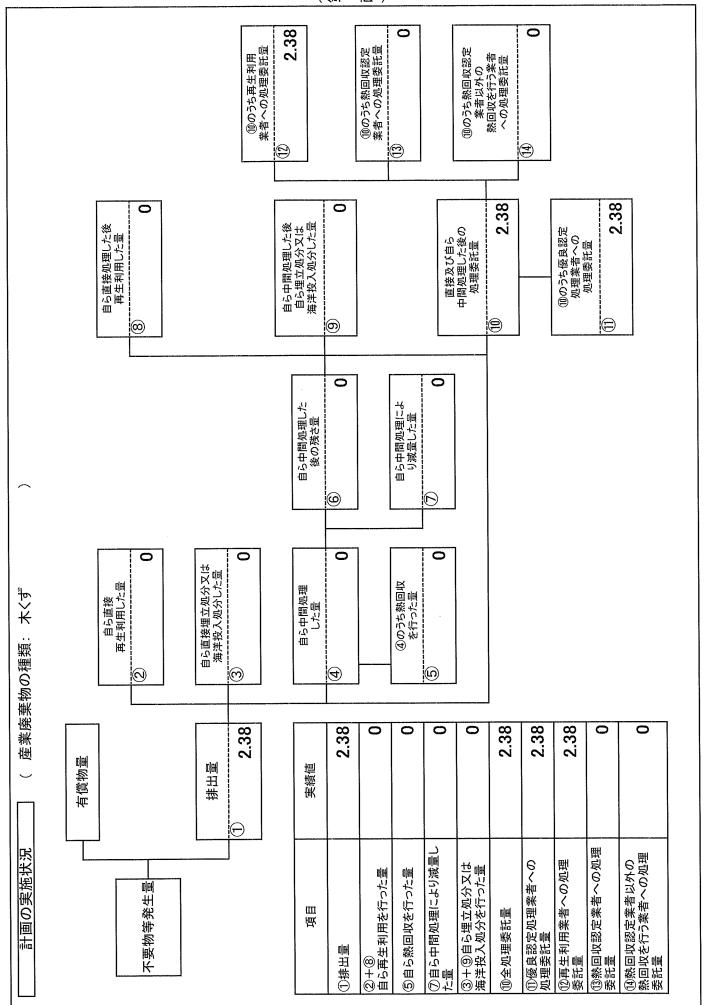


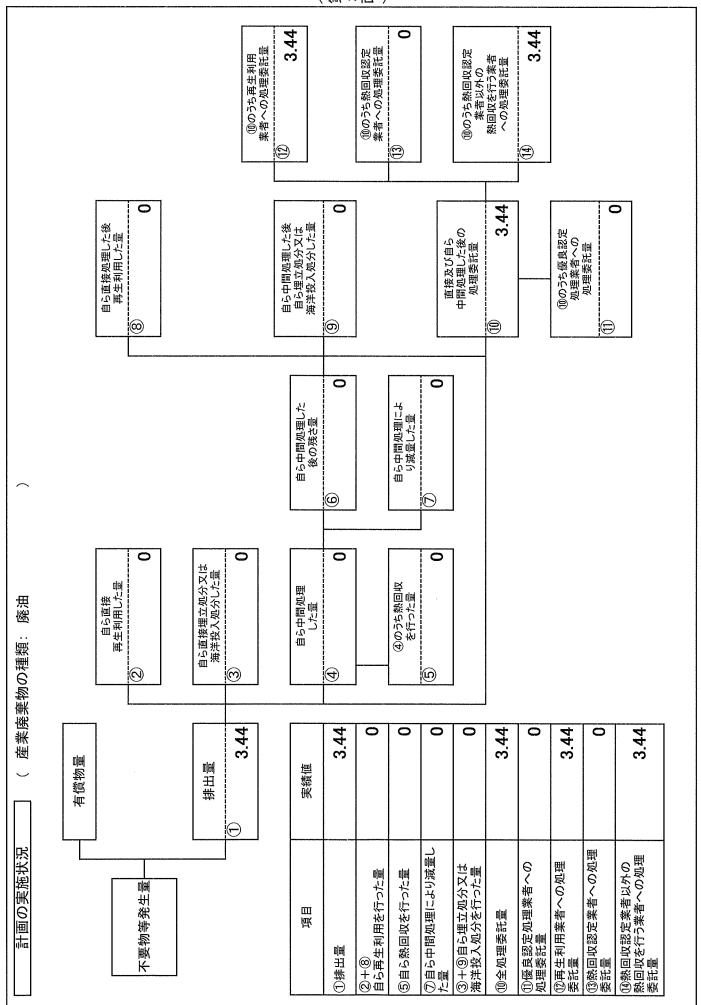












産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者 日本フードパッカー株式会社 諌早工場 住 所 854-0022 長崎県諫早市幸町79-23 氏 名 工場長 神谷 洋介 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0957-22-1343

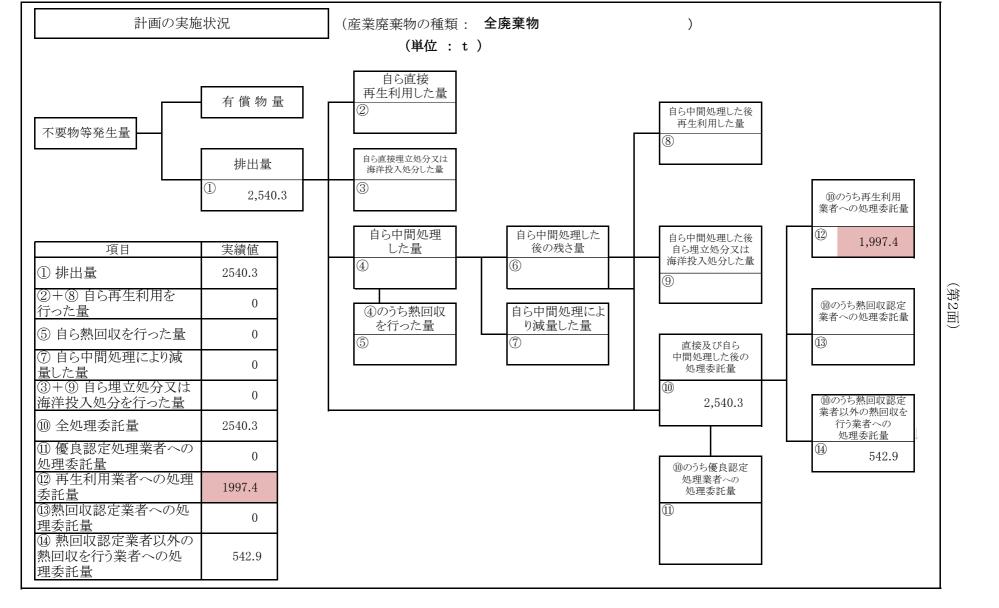
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024 年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本フードパッカー株式会社 諫早工場
事業場の所在地	長崎県諫早市幸町79番23号
事業の種類	食品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2024年4月1日~2025年3月31日

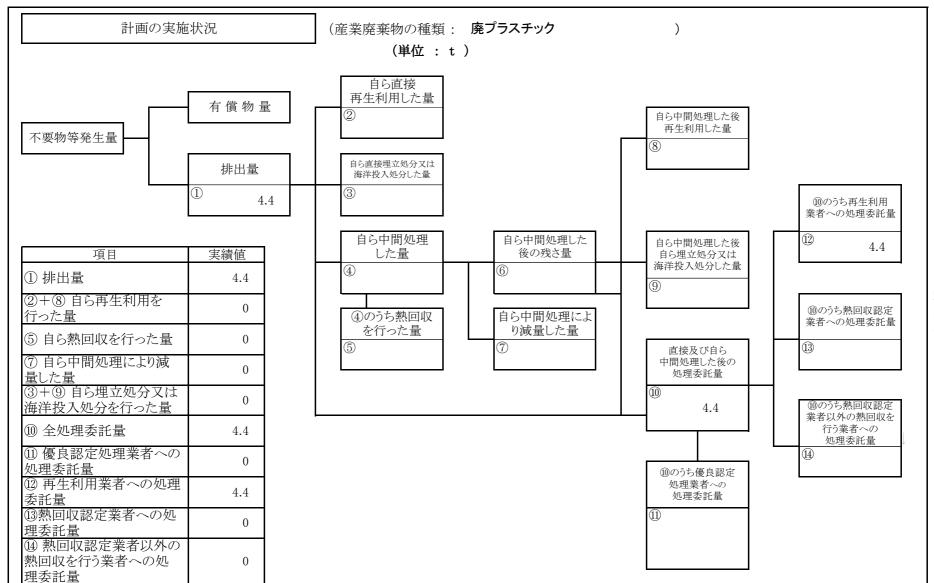
産業廃棄物処理計画における目標値

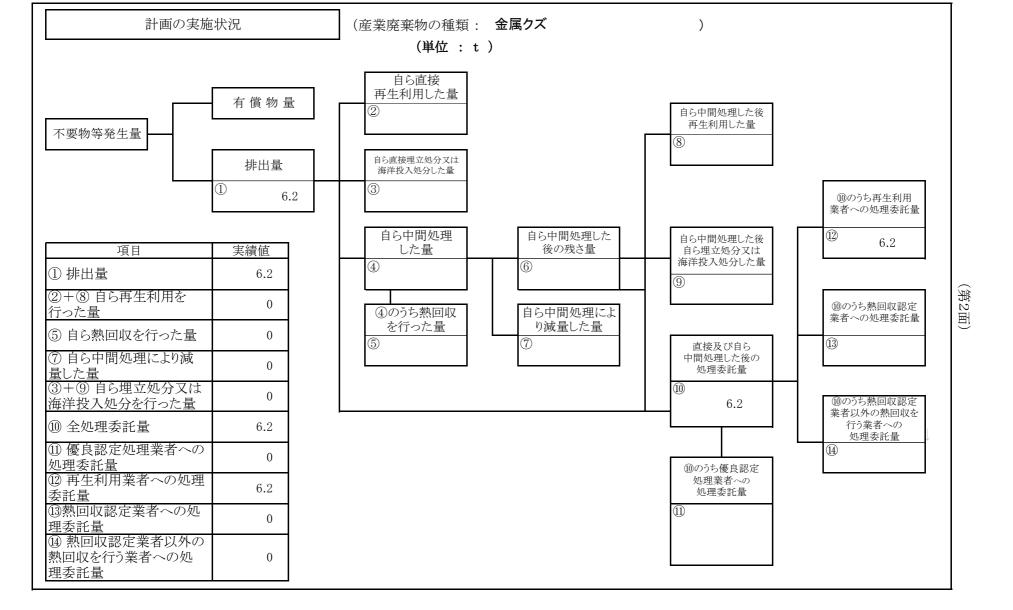
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,506 t	全処理委託量	2,506 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	+	優良認定処理業者への 処理 委託 量	t
自ら熱回収を行き産業廃棄物の量	+	再生利用業者への処理 委託 量	1,972 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の		認定熱回収業者への処理 委託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行り 産業廃棄物の量	ō t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委 託 量	29 t
※事務処理欄			

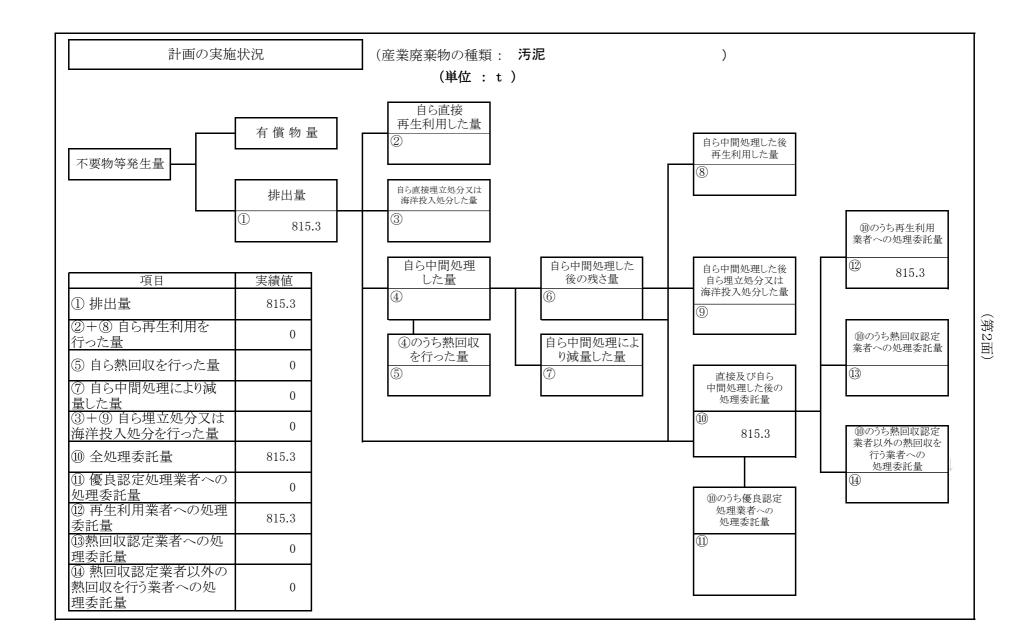
(日本工業規格 A列4番)

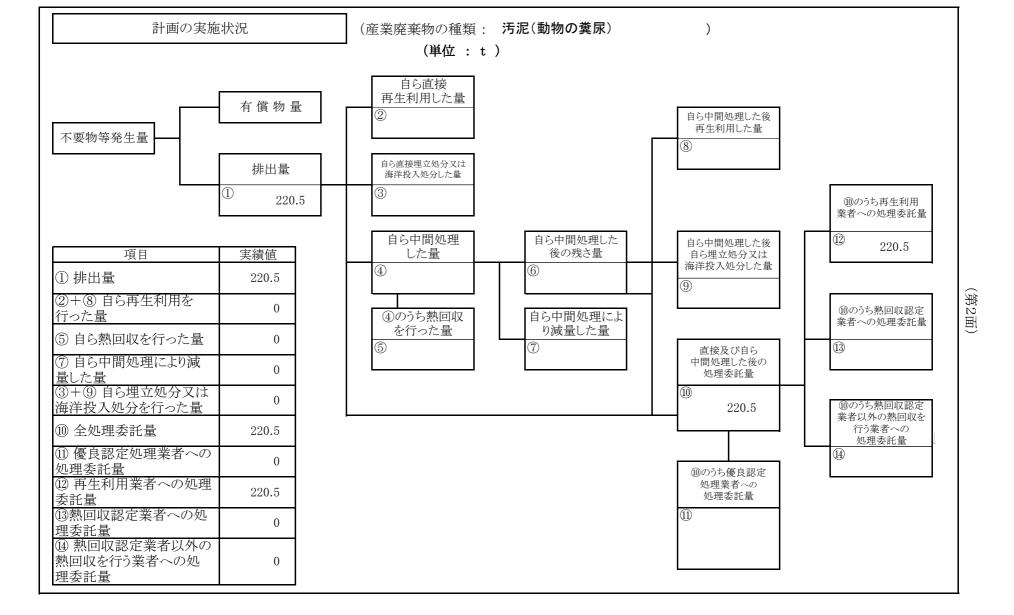


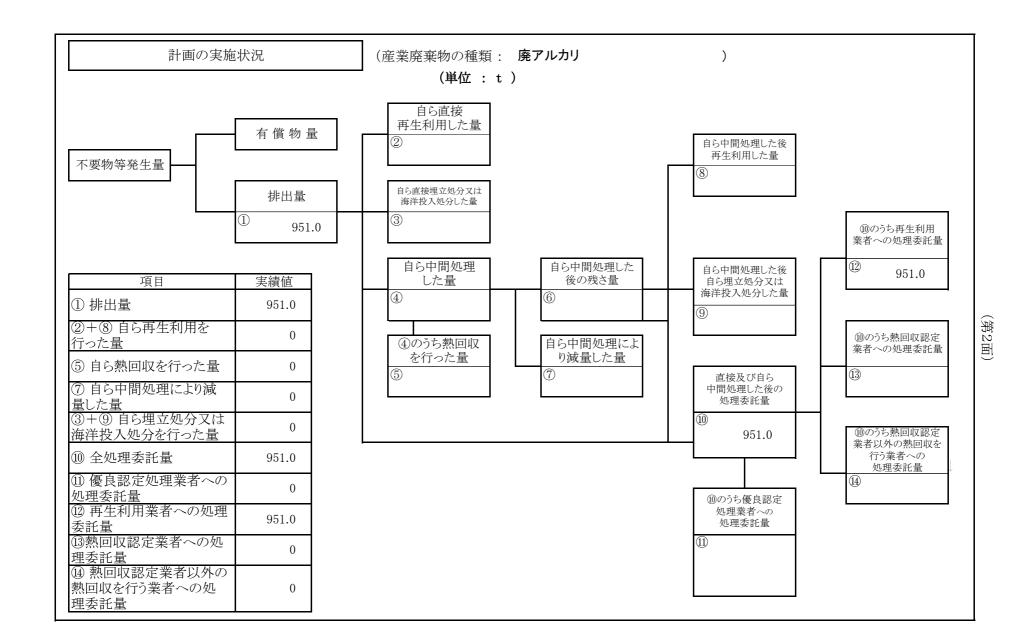


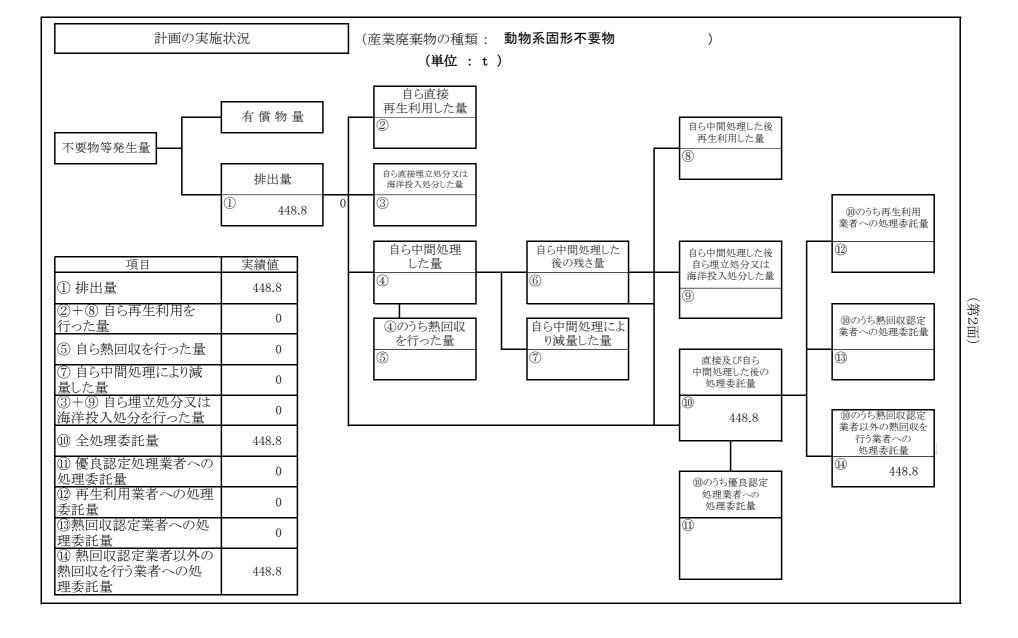




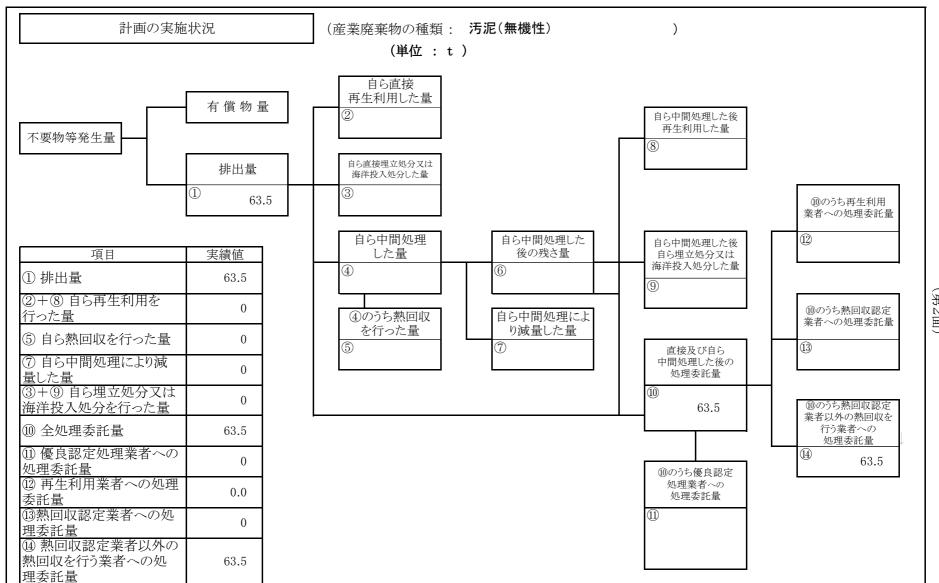












- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7)欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 4 月22日

都道府県知事 (市長) 大石 賢吾 殿

> 提出者 日本フードパッカー㈱川棚工場 住 所 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷39 氏 名 工場長 稲田 拓哉 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (0956)82-4515

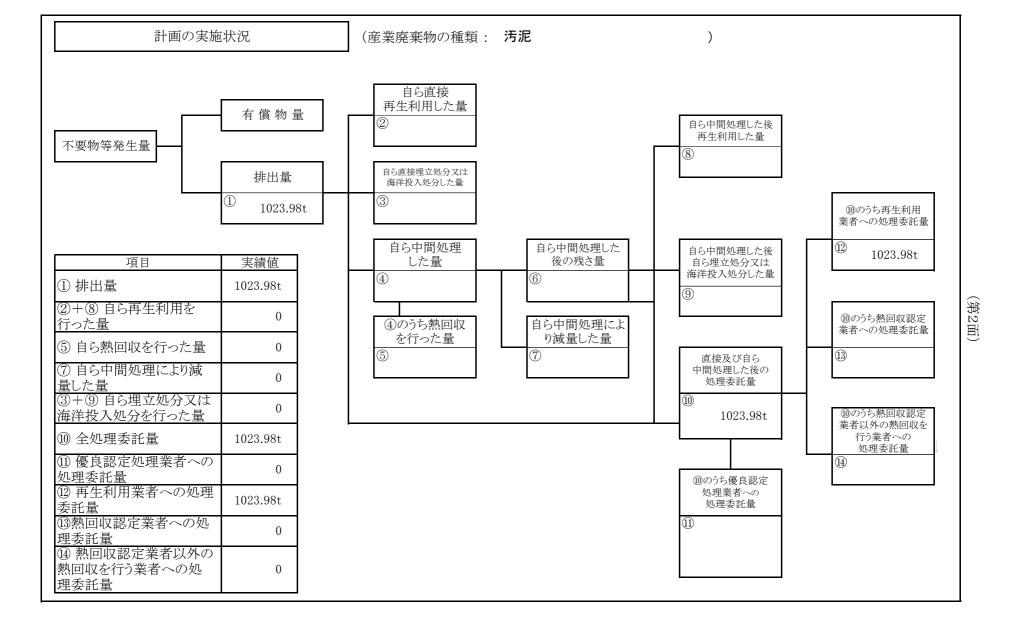
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本フードパッカー株式会社 川棚工場
事業場の所在地	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷39
事業の種類	食料品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

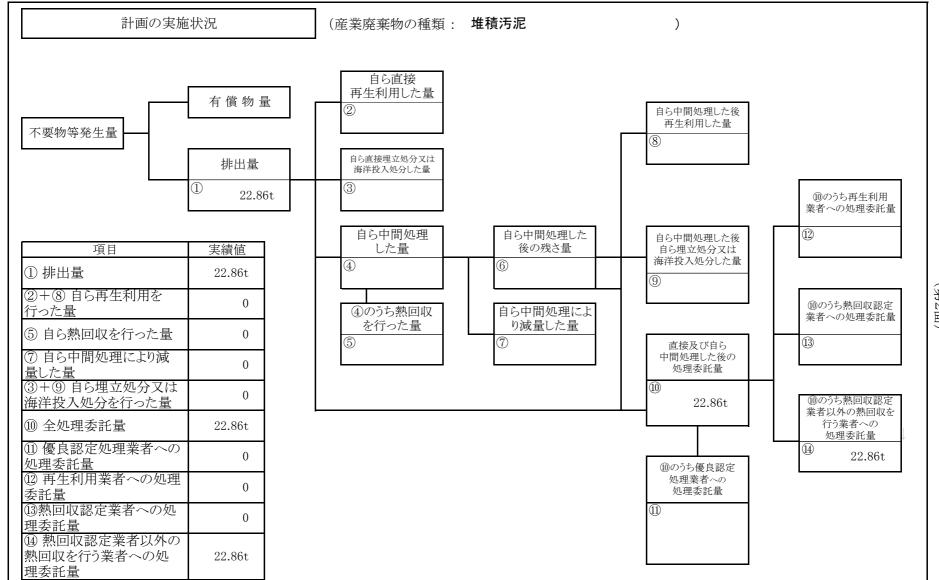
産業廃棄物処理計画における目標値

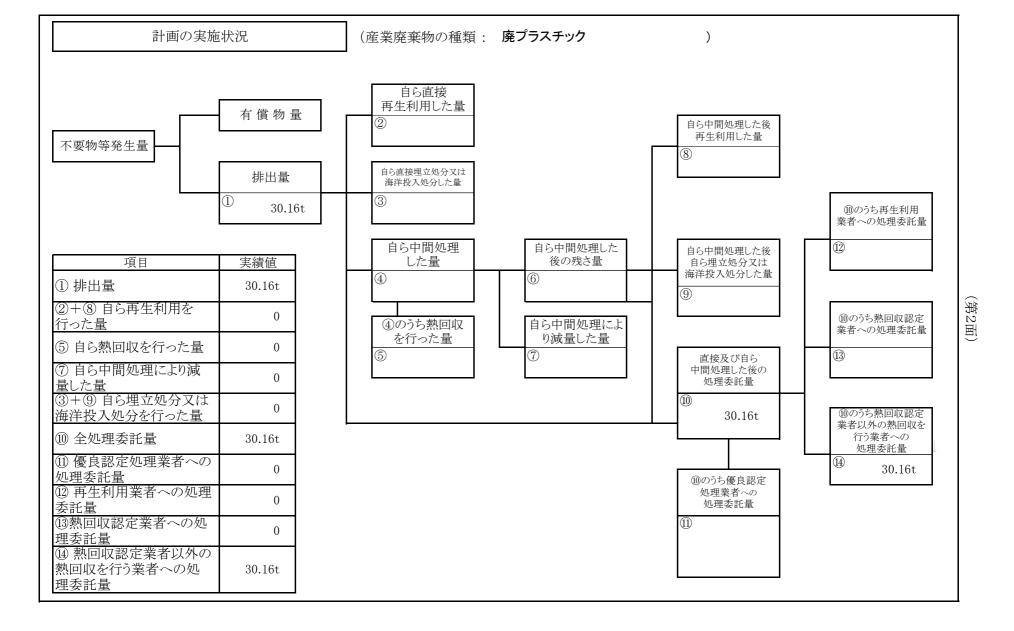
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2335.410 t	全処理委託量	2335.410 t
自ら再生利用を行産業廃棄物の		優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行産業廃棄物の量	う t	再生利用業者への処理 委託 量	2281.61 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	る t	認定熱回収業者への処理 委託 量	t
海洋投入処分を行	す う t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	53.80 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

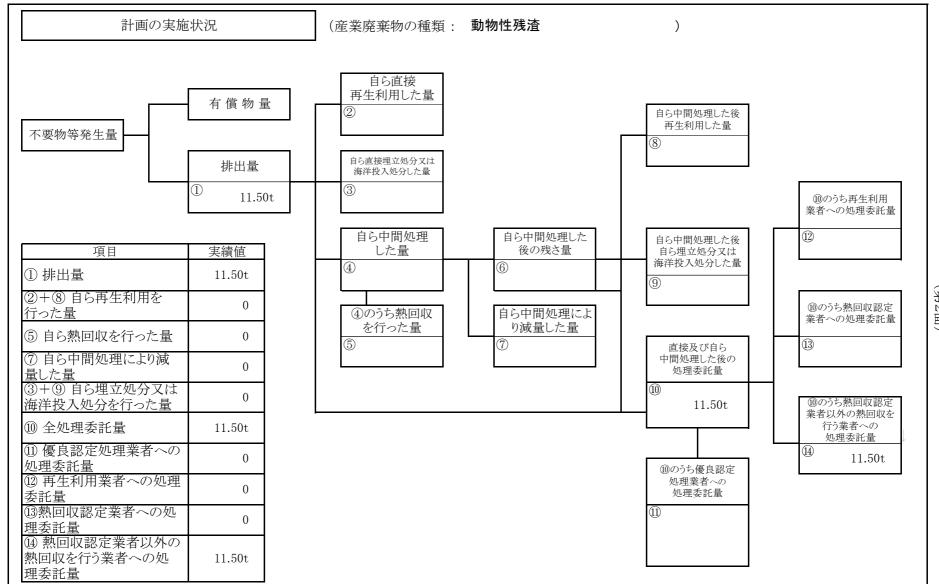




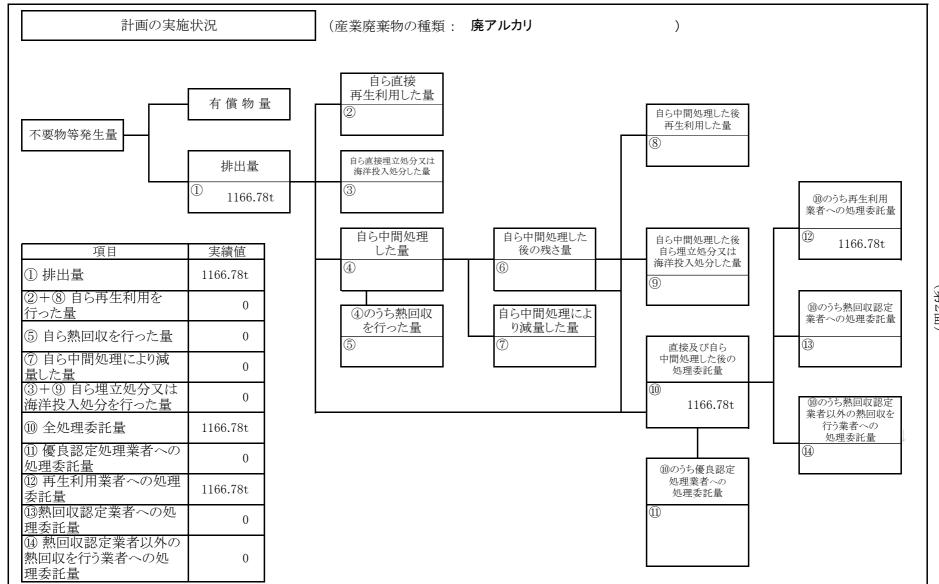


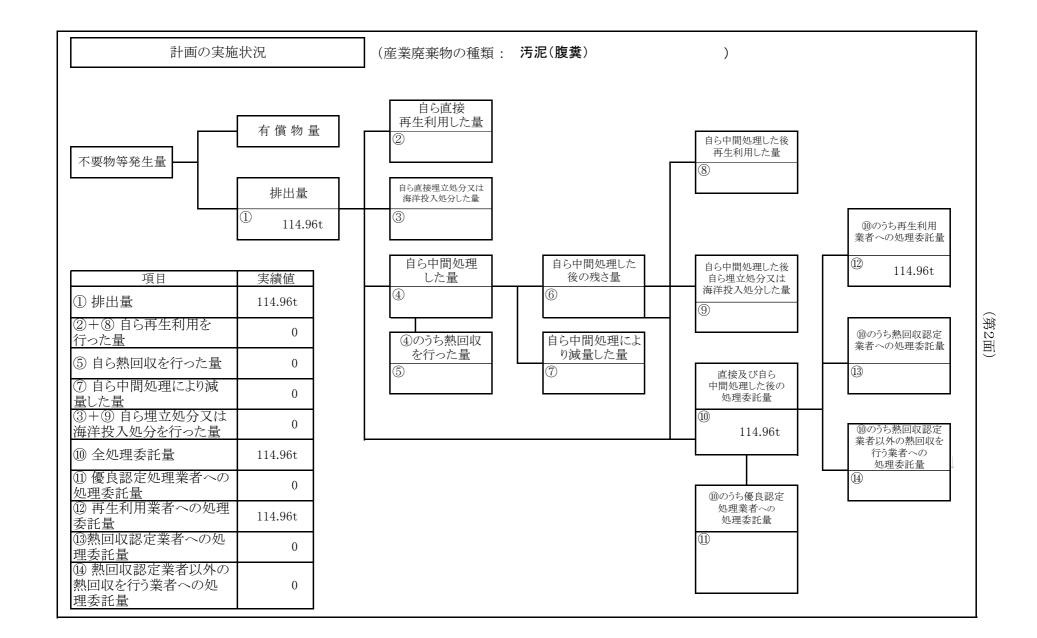


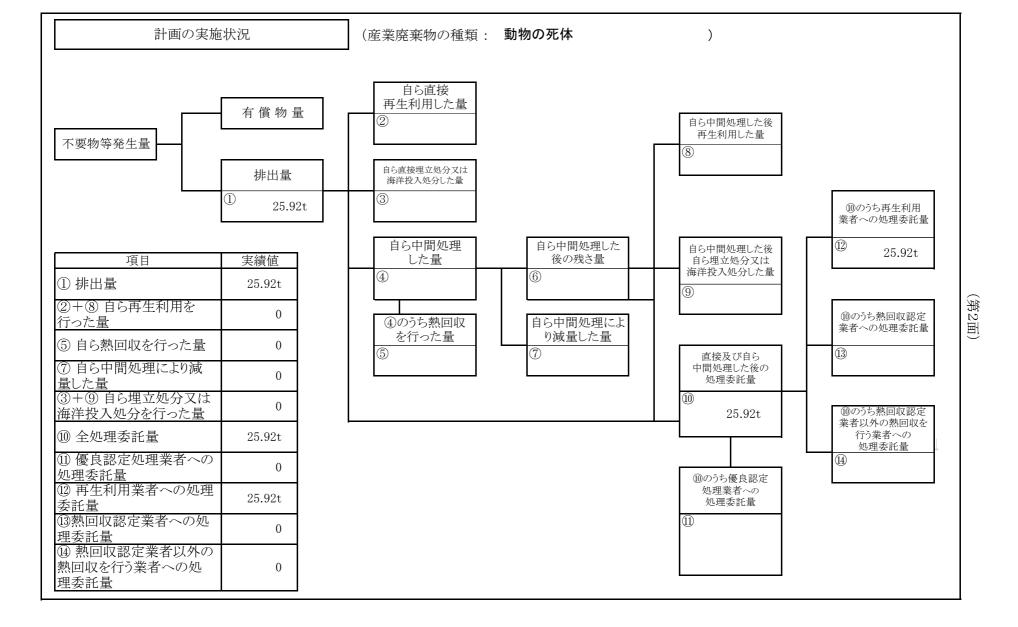


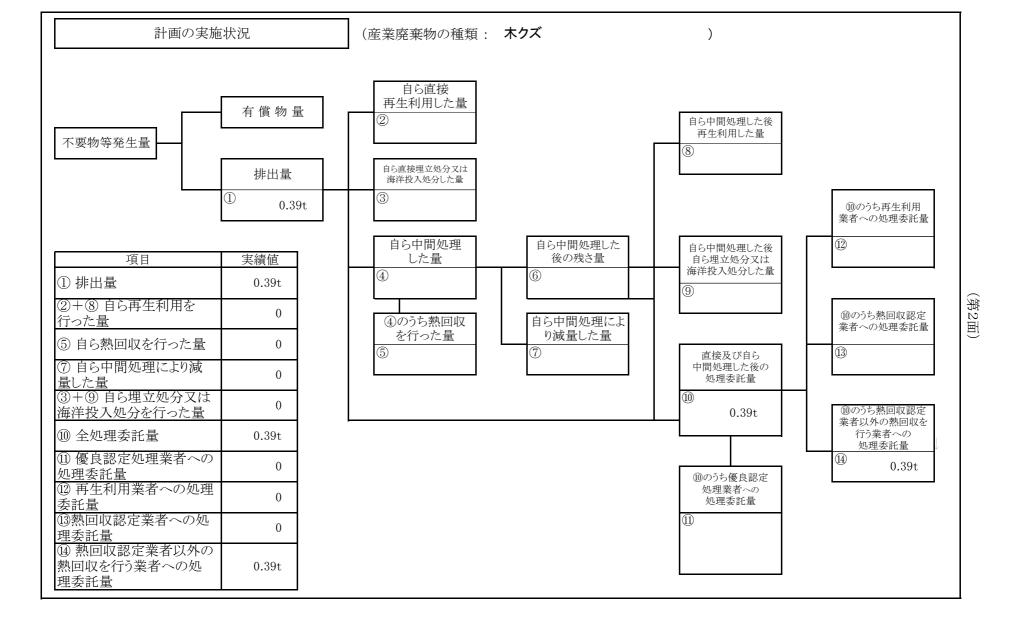












- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7)欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理 計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 26日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-39

氏 名 株式会社フジタ 九州支店

支店長 吉村康男

電話番号 092-281-0664

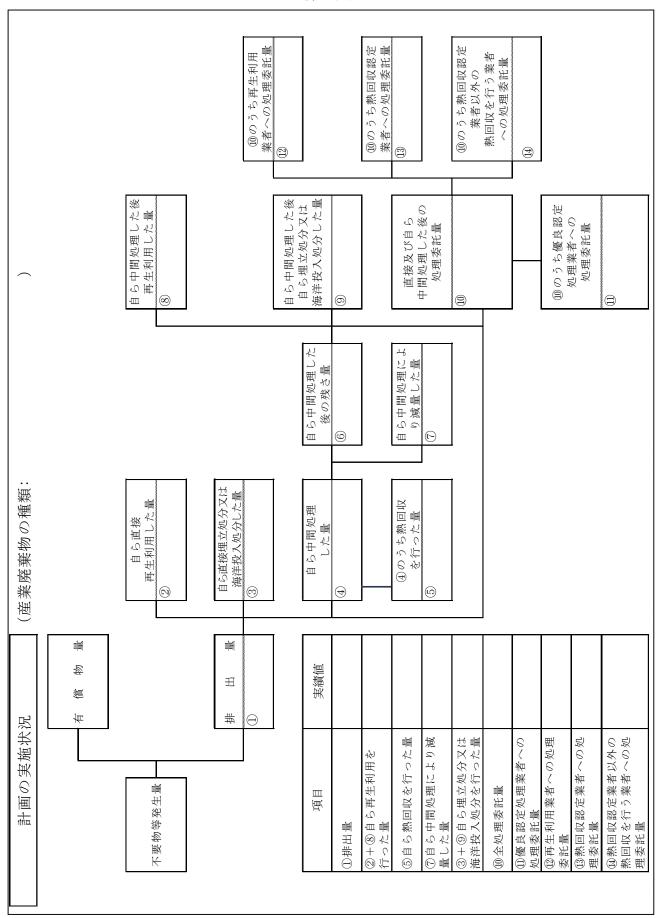
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社フジタ 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-39
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月1日

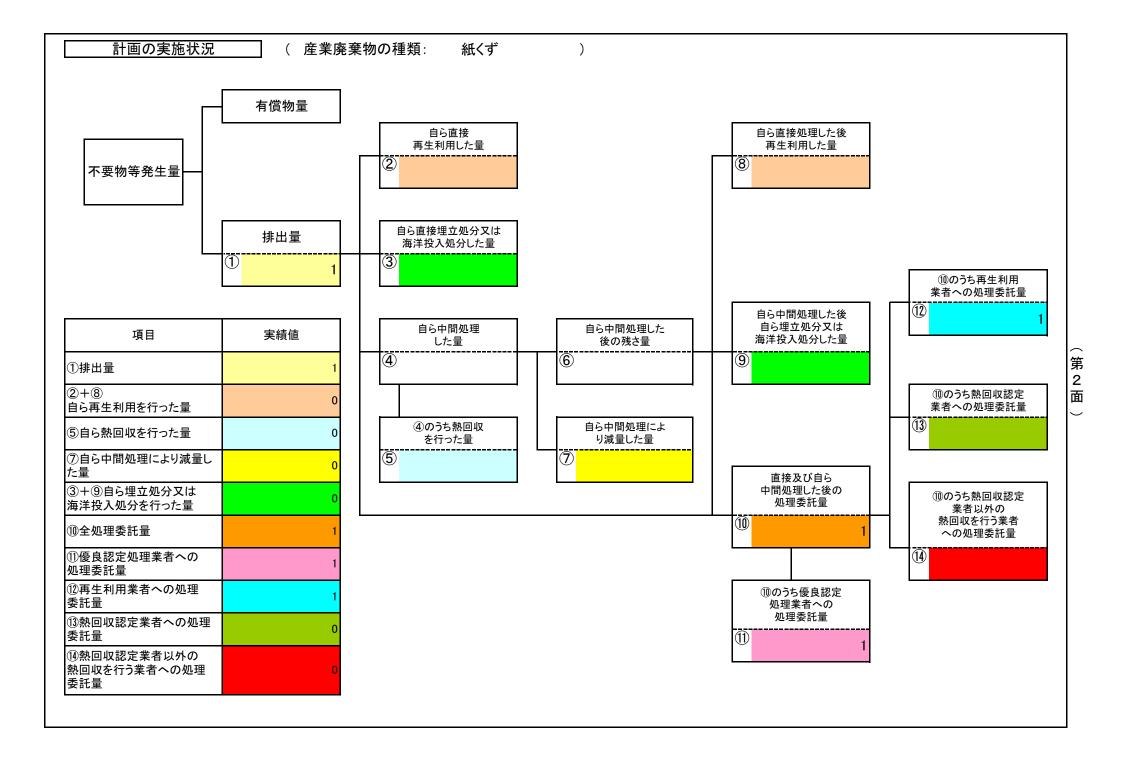
産業廃棄物処理計画における目標値

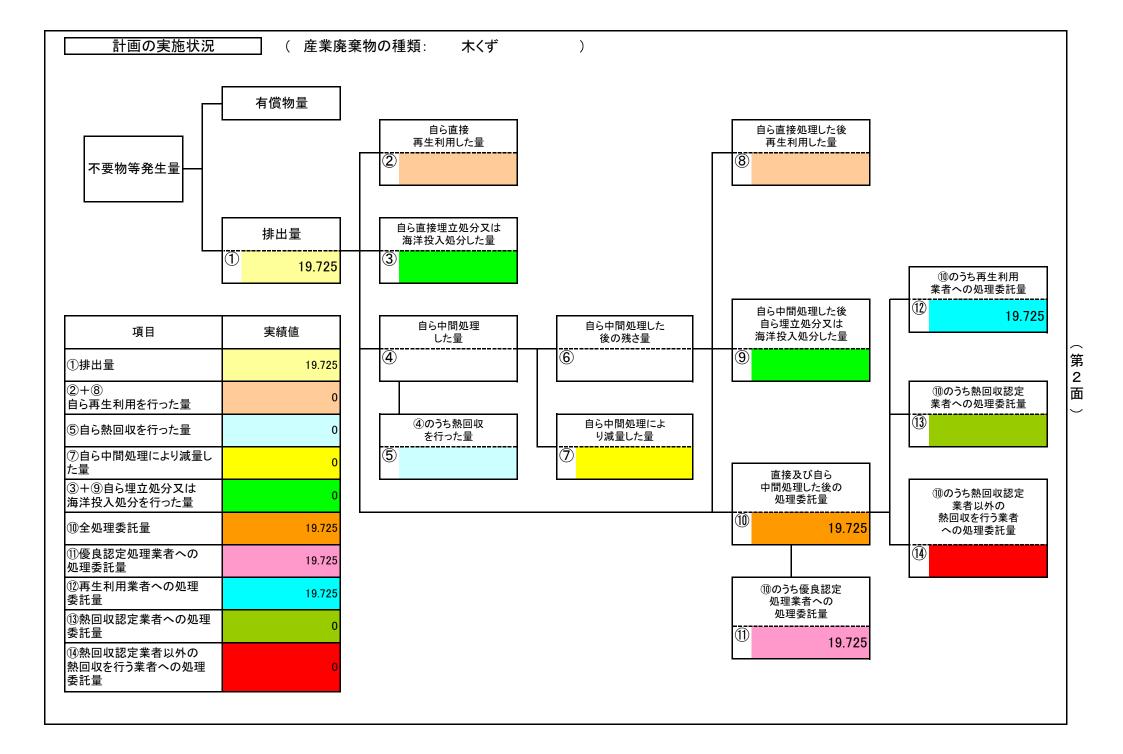
に大力大力/C/工作画(C401) & 自体性			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1335 t	全処理委託量	1335 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	1335 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1335 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※ 事務処理欄			

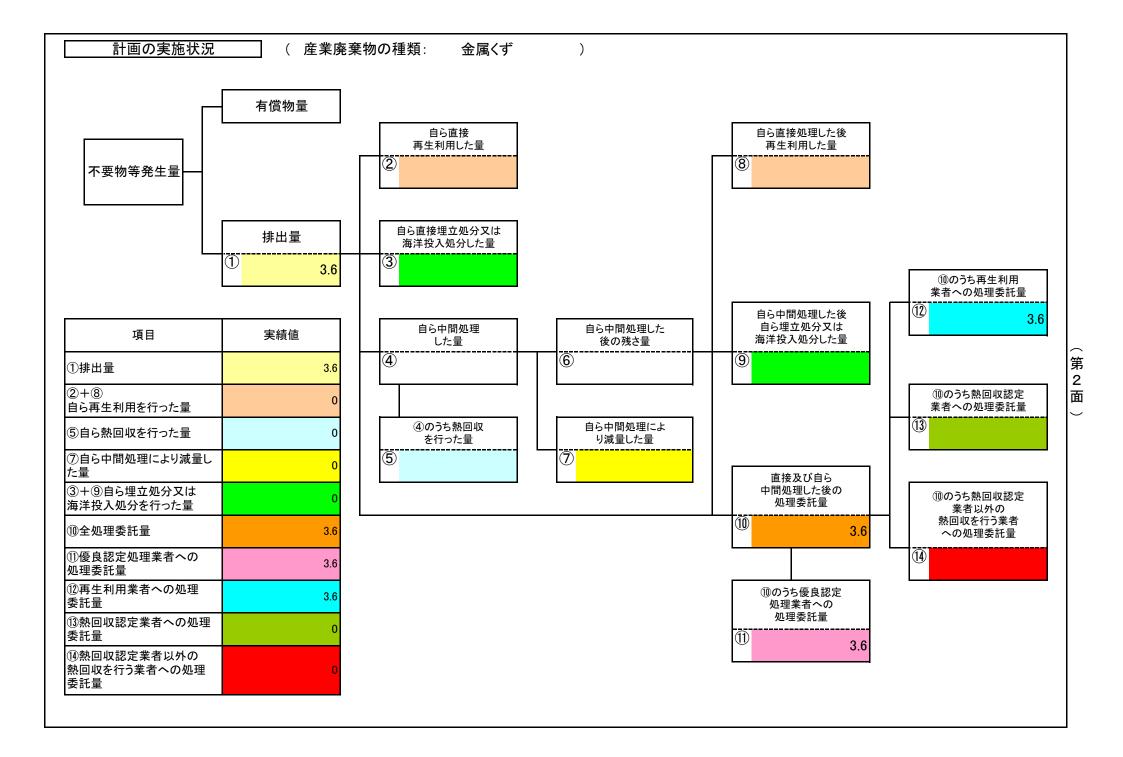
(日本産業規格 A列4番)

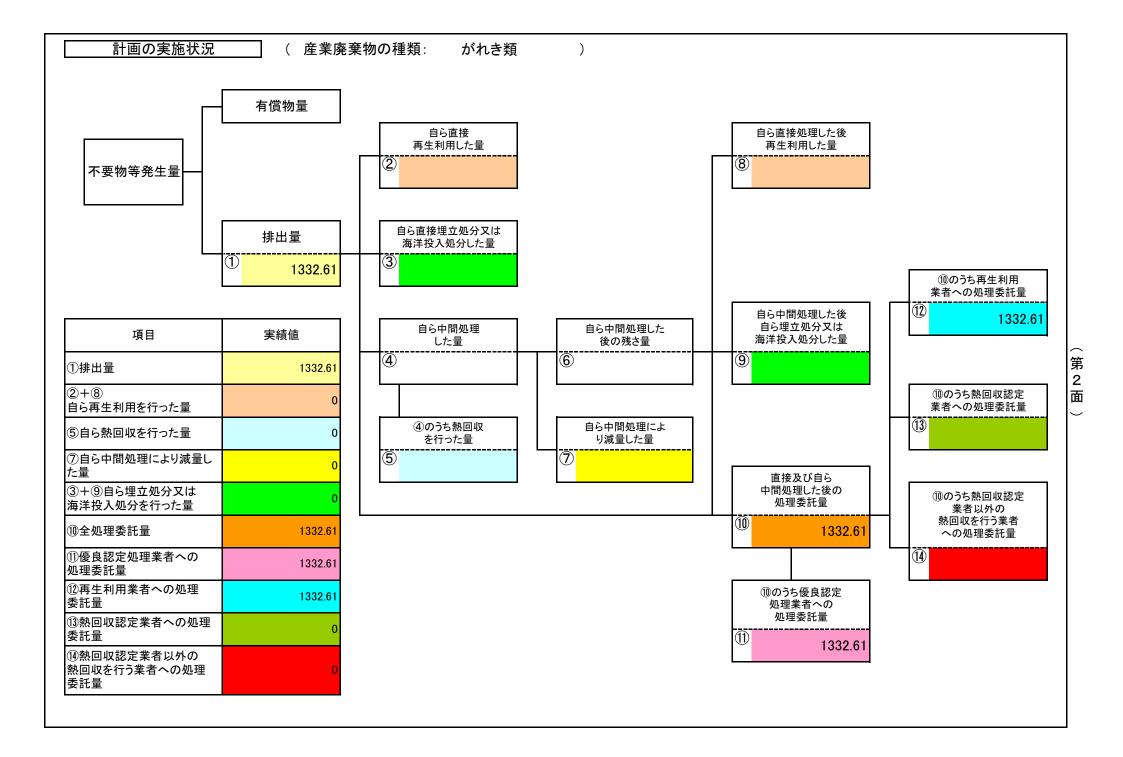


- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。









產業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月30日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 佐世保市光町109番地 株式会社 堀内組 氏 名 代表取締役 山下 忠則 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0956-47-2127

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 堀内組
事業場の所在地	佐世保市光町109番地
事業の種類	総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日

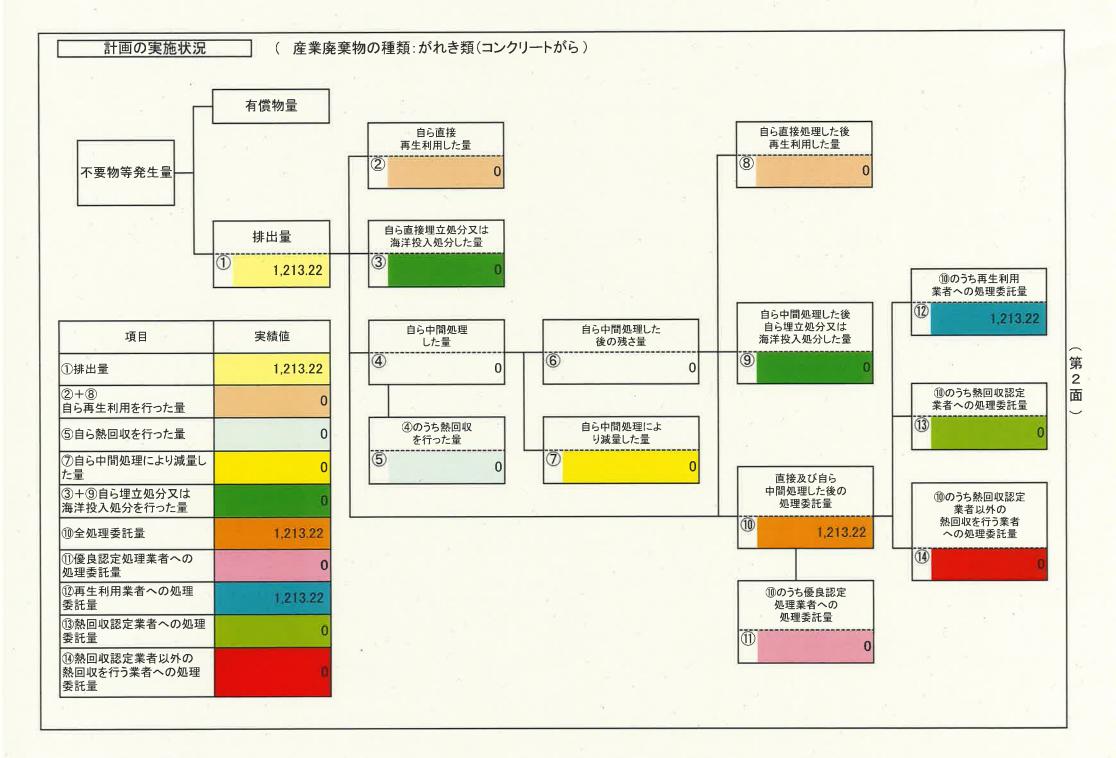
産業廃棄物処理計画における目標値

# 出 量 別紙のとおり 全 処 理 委 託 量 別紙のとまり 信ら再生利用を行う 別紙のとおり 優良認定処理業者への 別紙のとま	
産業廃棄物の量 処理委託量 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 別紙のとおり 処理委託量	り
産業廃棄物の量 処理委託量	
自ら中間処理により減量する 別紙のとおり 認定熱回収業者への 別紙のとま	り
産業廃棄物の量	り
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量別紙のとおり 熟回収を行う業者への 処理委託量	り

※事務処理欄

受付 - 7. 6. 30

(日本産業規格 A列4番)



(第2面

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1) の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4) の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7欄 (4) の量から(6) の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6) の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6) の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 5月 21日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者 本田建設株式会社 住 所 長崎県島原市有明町大三東戊705 氏 名 代表取締役 本田 悦弘 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0957-68-0171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和6 年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	本田建設株式会社
事業場の所在地	長崎県島原市有明町大三東戊705
事業の種類	06:総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

· 水泥米物产生肝固仁4017-01-1/611						
	項目		目標値	項目		目標値
排	出	量	2,159 t	全 処 理 委	託 量	2,159 t
	生利用 棄 乗 物	を 行う の 量	t	優良認定処理	業者への 託 量	t
自ら熱産業		_ , , ,	t	再生利用業処 理 委	者 へ の 託 量	2,159 t
	処理により 発 乗 物		t	認定熱回収業処 理 委	美者への 託 量	t
自ら埋 海洋投 産業		を行う	t	認 定 熱 回 収 業 : 熱 回 収 を 行 う i 処 理 委	者以外の 業者への 託 量	t
※事務処理	 里欄					

(日本産業規格 A列4番)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7)欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月19日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県長崎市興善町4-8第10森谷ビル3階 氏 名 松尾建設株式会社 長崎支店 支店長 牛島 直樹 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 095-826-7191

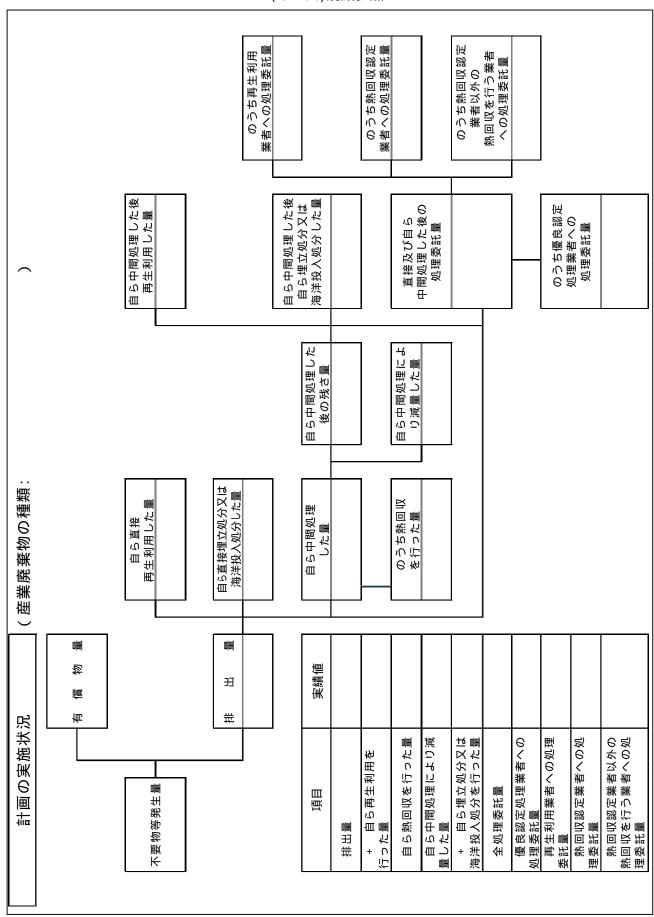
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	松尾建設株式会社 長崎支店
事業場の所在地	長崎県内一円工事作業所(長崎市、佐世保市を除く)
事業の種類	総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	2,118.4 t	全 処 理 委 託 量	2,118.4 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	619.8 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2043.2 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、 ~ の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) 欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) 欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) 欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) 欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) 欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) 欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) 欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) 欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) 欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) 欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) 欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) 欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) 欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) 欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 欄は記入しないこと。

(第2面)

(第2面)